

フランス農業金融制度の「原型」と変容

津 守 英 夫

一、はじめに

二、「政府系」制度の歴史的「原型」

(一) 若干の歴史

(一) メリーン法と地区金庫

(二) 地区金庫から地域金庫へ

(三) 地域金庫の特徴

(四) 長期制度金融の導入

(五) 地区金庫と地域金庫の実態

(六) 小 括

三、両大戦間期における農業信用の展開

(一) 一九二〇年の制度改正の画期的内容

(二) 両大戦間期における主要な変化

(三) 小 括

四、第二次大戦後の金融機関としての発展

(一) 農業信用の発展

(二) 信用組合組織レベルでの対応と変容

(三) 二つの制度改正

(四) 今日の機構と各金庫の機能

五、結 び

一、はじめに

先進諸国における農業金融は、イギリスを除いて協同組合金融によって担われ、しかも農政の要請に基づく政策金融とさまざまな形で結合しているのが一般であるが、六〇年代の高度成長以降今日に至る共通の傾向として、特に注目されるのは、いわゆる「ユニバーサル・バンク（総合銀行）」化の傾向である。もちろん、このような傾向は、資金需要の増大と多様化、各種金融機関の相互乗り入れと競争の激化、金融業務の国際化等の進展を背景として金融一般にみられる傾向であるが、農業金融の場合は農業という特殊な産業部門に対する金融であり、しかも協同組

合金融によって担われているということからくる独自の問題を内包せざるを得ず、その対応もまた各国の制度によって必ずしも一様ではない。

ところで、フランスの農業信用組織は、国の支援を受けている「政府系」(officiel)と支援を受けていない「自由系」(libre)または民間系(privé)の二つの系統グループに分れているが、もちろん農業金融の大宗をなしているのは「政府系」である。⁽¹⁾そしてその制度(Institution)は、⁽²⁾信用専営の単協である地区金庫(Caisse locale)、⁽³⁾連である地域金庫(Caisse régionale)、公共機関としての全国金庫(Caisse nationale)のいわば異質な組織原則に立脚した「三段階制」をとっており、中央機関である全国金庫を通じて国による各種の規制と監督下に置かれ、⁽⁴⁾各国制度との国際比較において、いわゆる「国家援助による農業(組合)金融」の一典型として特徴づけられている。

しかし、信用機関としての機能という点でみると、今日、単協の地区金庫は、「金庫」という名称から連想されるような金融機関としての実体からはかけ離れており、制度全体の機構のなかで最末端における貸付審査の機能しか果たしていない。そして、現実に制度の最末端での金融諸機能(貸付・調達業務)を担っているのは、地域金庫に属する店舗(bureaux auxiliaires)であって、農業信用における法制上の地位と実態とのズレが一般化するに至っていることが注目される。

一方、六〇年代後半から今日に至る過程で注目されるのは、一九六七年と七一年の二つの制度的改正を契機に促進されつつある次のような変容である。その第一は、一九世紀末に制度が創設されて以来、つねに国家資金に大幅に依存していたいわば貸付機能のみの機関から、原資の自賄い化による資金の調達、管理の「自立化」によって

「利子補給」(bonification)による国の支援を保持しながらも、一般金融機関並みに貸付、調達両面を具備した金融機関として確立されつつあることであり、第二には、農業者とその関連団体を基盤としてきた「農業」金融機関から、ほとんどすべての農村在住者とその関連団体を含む「農村」金融機関もしくは「地域」金融機関への転換が行われたことである。

最近におけるこのような変容については、フランスにおける農業金融の「ユニバーサル・バンク」化とそれに伴う対応として、すでにわが国でも注目され紹介されている所であるが、しかし、フランスの制度の内実とその歴史的発展に即して、今日の変容がもつ画期的意義が明確にされているとはいいい難い。また、このこととも関連して、今日、地区金庫の態様について確認される法制と実態とのズレが、いかなる歴史的過程を経て生起するに至ったのかも明らかにされていない。

およそ一国の農業信用制度は、財政・金融政策、農業政策、農業構造を始めさまざまな要因に規定されている。それ故、今日のフランスの制度の変容の意義を全面的に明らかにする上でも、当然、そのような要因変化と関連した分析が必要であろう。しかし、なおそのための十分な準備がないので、さし当たり本稿では、以上のような問題関心から、フランスの制度の土台をなしている信用組合組織と制度全体の金融機関としての成長、発展の歴史的過程を段階的に跡づけることによって、今日の制度の変容の画期的性格をより明確にし、合わせてフランスの農業組合金融が当面しつつある問題の一端を明らかにしようとしたものである。

注(1) ルオチ『E.E.Cの農業金融』(『のびゆく農業』第五七一号)によれば、今日、「政府系」グループは、短期、長期の全国農業貸付の七五%を占める地位にある。

- (2) 原語の“*Institution*”は、公的機関としての全国金庫と協同組合組織としての地域金庫、地区金庫を含めた「制度」の全体を指している。
- (3) フランスの農業関係の協同組合組織は、信用、共済、経済事業ごとの三系統の専門協同組合に分れており、わが国の総合農協としての農業協同組合とは異なり、フランスで“*cooperatives agricoles*”（農業協同組合）といった場合は、経済事業の専門組合を指す。なお、一九七七年の全国金庫の一資料によれば、単協の地区金庫の数は二九七七、信連の地域金庫の数は九四（本国九一、海外諸国三）、個人、法人を含めた会員（*sociétaires*）数は三一九・七万人である。さらに、フランスの制度が「三段階制」であるという方は、必ずしも正確に今日の実態を反映しているとはいえないのであるが、この点については後述本文を参照。
- (4) シェイラ・ゴースト著、農林中央金庫調査部訳『世界の協同組合金融』（一九六五年）。
- (5) 『ヨーロッパの農業金融』（海外農業生産性視察報告八三、農林水産業生産性向上会議、一九七五年）、『西欧諸国の農業金融』（同報告八九、一九七六年）。

二、「政府系」制度の歴史的「原型」⁽¹⁾

(一) 若干の前身

フランスの有力預金銀行が創設されるのは一九世紀中葉、一八四九年から六四年に至る時期である。これらの預金銀行は、フランス資本主義と商工業信用の発展に多大の貢献をするが、イギリスの場合と異なり、農業信用とはほとんど無縁な存在であった。むしろフランスの農業・農村は、預金供託金庫（*Caisse des dépôts et consignation*）⁽²⁾や証券市場を通じて商工業や海外投資への資金提供者に位置づけられてゆくのであるが、もちろんこのことは、農業の側信用に対する必要と要求がなかったということではない。「大革命」により創出された分割地的土地所有のもとで、一九世紀の過程を通じて漸次進行了た農業生産の集約化、恐慌の農業への影響等による資金需要

の増大に伴って、農業に適した信用の形態と機構をいかに創出するかという問題はつねに政策的論議の対象となり、また、第三共和制下の一八九四年に今日に至る「政府系」制度が発足する以前にも、いくつかの注目すべき試みと運動があったのである。

その最も代表的なものが、第二帝政下の一八五二年に、隣国ドイツでの成功にならって認可されたパリ土地銀行 (Banque Foncière de Paris) であった。この銀行は、不動産所有者に対する短期、長期の抵当貸付、土地債券の発行と取引を目的とする土地信用会社 (Sociétés du crédit foncier) であったが、その設立と同時に投機拡大の危険を懸念した政府は、直ちにその監督に乗り出し、補助金の交付と引き代えに地方に設立された同種の二つの土地銀行の吸収をはかったため、今日に至るクレディ・フォンシエ (Crédit Foncier) ^(c) に改組された。

その後、クレディ・フォンシエは県段階に支店を開設し不動産抵当銀行として成功を収めるが、しかし、一八五三年から八三年の期間における農村向け貸付は一・七万件、六億フランであったのに対し、都市向け貸付が四・五万件、二五億フランであったことから窺いうるように、クレディ・フォンシエの貸付の実質を構成していたのは、明らかに都市における不動産抵当貸付であった。

こうしてクレディ・フォンシエには、農業本来の経営資金を提供する金融機関としての役割を期待できないことが明らかとなるなかで、一八六一年には、農業信用会社 (Sociétés du crédit agricole) がクレディ・フォンシエの子会社としてパリに設立された。この信用会社は、農業とその関連産業に資本または信用を提供すること、政府の認可により土地の開墾、改良、農産物の増産と保存、農業の発展に関わるあらゆる信用業務を行うことを任務とし、設立当初から国による低利資金の援助を受け、いわば農業本来の金融機関としての発展を期待された半官半民

の株式会社であったが、一六年間続いた後、一八七七年に倒産する。

政府の支援を受けた以上のような動きの外に純民間レベルでの農村信用 (Crédit rural) の着手と失敗 (一八六六～七六年)、フランス銀行による農業手形の割引等の試みもみられたが、しかし、パリを中心とするいわば「中央」からの試みと同時に注目されるのは、「地方」における次のような三つのタイプの運動であった。

(1) 「ポリニイ (Poligny)」型の農業信用会社

フランスでは、一八八四年に職能別サンジカ法が成立し職能団体結成の自由が認められ、農業においてもその経済的利益の「研究と擁護」を目的とするサンジカ組織が各地に結成されるようになる。こうした農業サンジカのイニシアチブによる最初の代表的な農業信用会社が、ジュラ県ポリニイ地区で一八八五年に創設されたことから「ポリニイ」型と呼ばれており、引き続き他のいくつかの県でも成功を収めた。

これらの会社の創立者は、同時に農業サンジカの指導者であり、その多くは地方の名望家 (notables) であった。しかも、宗教上の動機や役員の無償原則の採用において、明らかにドイツのライプアイゼン主義の影響を受けていたといわれているが、これらの「ポリニイ」⁽⁴⁾型の農業信用会社は、法制的には一八六七年会社法の規定する加入者に応じ「資本金が変化しうる」株式会社として設立され、出資高配当と有限責任制を認める一方、貸付は会員のみに限られ、しかも会員となるためには農業サンジカのメンバーであることを不可欠の条件としていたことにその特徴があった。

(2) 庶民信用金庫 (Caisses de crédit populaire)

フランスの庶民信用金庫は、ドイツのシュルツデーリッツの影響を受け、都市を中心に一九世紀後半に一定の

發展をみせるようになっていたが、ドイツの場合とちがって、指導者の多くは早くから農業・農村問題にも関心をもち、一八九一年には、シエル県シャロスト (Charost) に最初の農業庶民銀行を設立した。

この農業庶民銀行は、「ポリニイ」型と同じく一八六七年会社法に基づく「資本金が変化しうる」法人であったが、株式会社ではなく相互組合であったこと、また資金は農業者だけでなくすべての人々から調達された点にちがいがあった。これら庶民銀行系の運動は「ポリニイ」型の農業信用会社と共に、当時の農村高利貸と対抗して農業者の間に農業信用を普及する点では積極的な意義をもったといわれるが、⁽⁵⁾もちろん量的、空間的にはきわめて限られた存在でしかなかった。

(3) 「デュランーライファイゼン」型の農村金庫 (Caisses rurales type Durand-Raiffeisen)

いまひとつの動きは、リヨン市の弁護士であったルイ・デュランの指導とその影響下で設立されていた農村金庫である。もともとデュランの運動は、カトリックの宗教的、社会的理念に基づくきわめてセクト的な運動であったといわれているが、「コミュニティ」(村)に属する耕作者と職人が信用を得るための相互扶助組合⁽⁶⁾として構想されたこれらの農村金庫は、ドイツのライファイゼン組合をモデルとし、ライファイゼン組合と同様の組織と運営原則に立脚していた。しかも当時のフランスにおいては無限責任制の組合であったことと、「一コミュニティ―一農村金庫」という形でコミュニティをその基盤としていたことにその特徴がある。これらの農村金庫が普及したのは、地域的には主としてフランス南西部を中心としてであったが、一八九三年に一七の金庫が創設された後、一八九四年には一八九、九六年には五一六を数えた。そしてこれらの「デュラン」系農村金庫は、「政府系」信用金庫の組織化が進むなかで国の支援を拒否しながら第一次大戦までかなりのテンポで発展し、今日に至る「自由系」グループ

の母体となつてゆくのである。

(二) メリーン法と地区金庫

いうまでもなく、農業信用の普及をめぐる以上のような地方的運動の背景には、第二帝政期の自由貿易政策のもとでの経済繁栄期を経て、一八七〇年代半ば頃から顕在化していったいわゆる「農業大不況」——交通の飛躍的發展による内外市場の急激な拡大、新大陸からの安い穀物の流入による農産物価格の急落、地価と地代の低下、フィロキセラによるブドウの壊滅的被害、農村手工業の衰退、さらには化学肥料と新農機具の出現等——の影響下での農業・農村の諸困難と不安の増大があり、また農村高利貸の問題があつたが、事態が長期化し深刻化してゆく中での第三共和制政府は、農業・農村の安定化をはかると共に、なお脆弱であつた共和制の政治的基盤を強化する上からも、対外保護関税を始め農業への一連の政策援助に乗り出す必要に迫られていった。

そうした当時の農業保護政策の一環として、国による農業信用制度の創設が行われるのであるが、その起源ともなつた信用協同組合としての地区金庫、地域金庫の法制化に中心的役割を果たしたのが、よく知られているジュール・メリーン (Jules Méline) その人である。

当時の議会におけるさまざまな論議に対して、メリーンが一貫して主張したのは、一定の地域を基盤とし農業者自身の相互主義 (mutualisme) を原則とする信用組合の創設であつた。メリーンのこのような主張の基礎には、農業信用は対人信用であるべきであるとする考えと、「上から」設立され一八七七年に倒産した先述の農業信用会社の経験から、農業信用は「下から」組織化されるべきであるとする考え方があつたといわれているが、ともあれ、

一八九四年に法制化されるに至った地区金庫は、次のような特徴をもっていた。

その第一は、一八八四年の職能別サンジカ法により各地に結成されつつあった農業サンジカを事実上の基盤としていたことである。法人としての農業サンジカそのものを信用組合に転換させるというメリーンの当初案は、「単数または複数の農業サンジカの組合員の全部または一部により……設立される」(一八九四年一月六日の法律第一条)という規定に修正されたが、しかし農業サンジカへの加盟が地区金庫の会員となる条件と定められた。このことは、メリーンを始め当時の立法者が、信用協同組合の設立に当たって既存の農業サンジカ組織に依拠する必要があると考えていたことを物語るものであるが、事実、農業サンジカは当時すでに六〇〇を数え急速に組織化が進む形勢にあつた⁽⁸⁾、実際に農村に定着した農業サンジカは法律の意図に反して、化学肥料の共同購入を始め信用の面でも当時の農業者の要求に応じて各種の共同事業に着手する組織的母体として発展しつつあつたのである⁽⁹⁾。

こうして、地区金庫の会員として最初に認められたのは、農業サンジカへの加盟資格をもつ「一定生産物の完成に協力する同一、同類、類似の職業に従事する人々」ということであつた。もつとも、当時の農業サンジカの実態としては、農業従事者だけでなく単なる地主も一部含まれていたが、しかしドイツのライフアイゼン組合とちがって、**「農業」**を基盤とする信用協同組合としての会員主義と職能主義は明白であつた。

第二に、資本をもたない無限責任制の組合も、法制上は否定されてはいなかったが、資本をもつ場合は株式によらず、必ず会員の応募する出資のみによることが義務づけられ、その場合の有限責任の範囲と条件はそれぞれの組合の定款に委ねられるとされた。また、地区金庫の運営機関は、会員による年一回の総会と総会で任命される理事会であり、一人一票原則、理事の無報酬制、利益配当の禁止等、協同組合原則が採用されると共に営業税の免税措

置が適用された。

第三に、地区金庫の業務に関しては、「……農業サンジカまたは組合員が行う農業に関わる諸事業の便宜と保証……」(第一条) という抽象的な規定のみであったが、実際に貸付に関して、当時考えられていたのは次の二つの方法であった。

そのひとつは、通常三カ月の約束手形を会員である借入者が振り出し、地区金庫の理事会で承認するという方法での直接貸付である。この約束手形は、本人、地区金庫、保証人の三つの署名があればフランス銀行での割引が可能であった。また、当座勘定の利用も考えられていたが、さらにもうひとつの方法は、満了前の手形所有者に対する地区金庫自身の再割による貸付であった。

他方、資金に関しては組合資本、会員からの受入れ預金、債券の発行、外部からの借入金と考えられていた。

以上が、一八九四年に法制化された地区金庫の主要な特徴であるが、もちろんメリーンのこのような提案は、当時の議会に上程された唯一の提案ではなかった。いずれも採択されなかったが、預金供託金庫の資金を地域の庶民信用に運用させようとする構想や、コミュニンへの供給に必要な小麦を耕作者から直接買い付け、同時に経営に必要な前貸金の担保貸付を行う地方自治体金庫の創設等、の提案を始めとし、メリーンの構想自体に関しても、農業サンジカとの関係、責任範囲、資金調達、国家介入の是非、さらには庶民信用か農業信用か、地域組合か中央信用機関かといった問題をめぐり、当時の政治的、イデオロギー的利害を背景とするさまざまな主張が行われたのである。因に、アンドレ・ゲラン (André Gueslin) は、当時の農業政策と農業信用をめぐる主要な対立を、次の三つの傾向の対立として捉えている。⁽⁶⁾

第一の傾向は、経済自由主義の立場から農業保護政策そのものに反対していた工業資本家と、農業保護は対外的な関税保護で十分とし、国による農業・農村への介入を怖れていた保守的、反動的な大地所有者とのブロックであり、両者は、そもそも国は農業信用とその制度化に手を貸すべきではないとする主張で一致していた。

第二の傾向は、資本主義の発展を前提とし「産業社会における農業の地位を擁護する」ためには農業自体の適応と「近代化」が必要であり、そのためには国による農業信用の制度化が急務であり国の介入は「必要悪」であるとする改良主義的穏健派であり、メリーンとそのグループに代表される傾向であった。そして政治的には、漸く当時の農村に侵透し始めていた左翼（急進派の一部と社会主義者）の影響を阻止する一方、農業・農村を帝政派、王朝派の旧勢力の影響から解放し、第三共和制に獲得するための有効な政策手段と考えられていた。

第三の傾向は、国家は経済と社会を効果的にコントロールするために介入するべきであるとするジョーレス(Jaurès)に代表される左翼のグループであった。左翼としては、農業信用の国による制度化そのものには反対ではなかったが、農業信用機関は「中央」から設立すべきであるとする主張において、第二の傾向と対立した。

しかし、このような対立にもかかわらず第二の傾向が最終的に勝利したのは、諸外国並びにフランスでの経験を踏まえメリーンの提案そのものももっていた現実性と共に、当時の農業・農民問題そのものがもつに至っていた政治的、社会的な重大性によるものであった、とされている。⁽¹⁾

(三) 地区金庫から地域金庫へ

こうして地区金庫の法制上の枠組みはつくられたが、実際の設立をめぐるのはもちろん、運営においても多大の

困難が待ち受けていた。

最初に設立された地区金庫のほとんどは、農業サンジカの指導者であった名望家のイニシアチブによるものや、すでに組織されていた「ポリニイ」型農業信用会社を一八九四年法に基づいて改組したものであり、メリーン自身が、一八九七年に存在した八五の地区金庫のうち、七五は一八九四年法以前の既存の金庫であることを認めざるをえないような状態であった。⁽¹²⁾ 因に、「デュラン」型の「自由系」農村金庫の方は、一八九六年にはすでに五一六を数えるに至っている。

こうした地区金庫の現実には、“金を借りるのに自らが身銭を切る（出資する）”ことになお農業者の抵抗と無理解があったこと、地区金庫の事実上の母体であった農業サンジカのすべてがその設立に同じような意欲を示したわけではなかったこと、また、コミューン（村）が基盤と考えられていたため、対立のある村では意志結集が容易でなかったことといった組織上の要因が指摘されているが、しかし最大の困難は、やはり運営上の問題であり、資本と運用資金の不足にあったとされている。⁽¹³⁾

そのため、一八九五年には預金供託金庫の資金の一部を地方で発行される各種の債券購入に当てることを認可した法律や、一八九八年には農業倉荷証券（warrants agricoles）とその流通を認可した法律が採択されるのであるが、しかしこうした措置はいずれも、問題の部分的な解決にとどまり、また即座に実効を期待できなかったことから、より根本的な解決が求められた。

そうした解決策として提起されたのが、第二段階の金融機関としての地域金庫の創設並びに国家資金の援助であり、その機縁となったものは、フランス銀行の発券特権の更新に関する一八九七年一月七日の法律の採択であっ

た。同法は、フランス銀行に対して一九二〇年末まで發券特權の更新を認可することと引き替えに、四千万フランの無利子の贈与金と一定基準に基づく年納付金の国庫への納入を義務づけると同時に、單數または複數の新しい農業信用組織の設立並びに運営の條件を定めた別の法律が制定される時点まで、国庫の特別會計に積み立てることを定めたものであった。

こうして同法の採択は、国庫に積み立てられるこれらの資金の運用問題と関連して、新設すべき農業信用組織のあり方をどう考えるかという問題を再び提起することになるのであるが、地区金庫を補完するなんらかの組織の創設の必要自体については、すでにこの時点では大きな対立はなかったため、論議の焦点となったのは、中央レベルでの信用機關を創設するべきか、あるいは地域レベルにおける金庫の創設かという問題であつた。

そして、フランス銀行の支店に農業信用部を新設し国の監督下で業務を代行させようという案や、フランス銀行を親銀行とする農業銀行の設立案を置くとすれば、中央レベルでの信用機關の創設を主張した最も代表的な提案は、かのジョレスによる農業中央銀行の創設案であつた。ジョレスの提案は、国の代表と、耕作者の直接選挙で選出されるカントン（郡）の農業会代表との両者による銀行の共同管理と運営、農業の基盤整備に対する長期貸付の必要、貸付審査における農業会の権限、国による低利資金の供給、債券発行による資金調達と国による利子補給の必要等、その後の「政府系」農業信用制度の発展と将来の問題をいわば先取りした雄大な構想として注目されるべき提案であつた。⁽¹⁴⁾

しかしここでも再び、農業者の要求の把握と信用の普及、さらには協同組合組織の拡大と相互扶助運動の発展に期待されるべき役割を重視する立場から、地区金庫と同じ相互主義の原則に立脚し、農業者の身近かに位置する地

域レベルでの信用機関のもつ利点を主張したメリーンとその支持者の現実案が大勢を占め、一八九九年三月三十一日の「……地域金庫の設立と地域並びに地区金庫の奨励を目的とする法律」として採択されることになるのである。

(四) 地域金庫の特徴

地域金庫は、法制上は、地区金庫と同じく一八九四年法に基づいて設立される農業信用組合であつたから、ここでは地域金庫のみに関わる主要な特徴点をみて置こう。

まず第一に、地域金庫に加盟しうる会員は、一八九四年法に基づく地区金庫のみでなく、一八六七年会社法に基づく農業信用会社を含めすべての「地区信用組合」が法人会員として認められ、これらの「地区信用組合」(以下、地区金庫)に対して、地域金庫の組合資本を構成する出資口数の三分の二を振り向ける措置がとられた。また、払込資本に対する利子は5%以下と定められる一方、地域金庫の管轄区域、貸付規則等は定款に委ねることとされた。

第二に、こうして設立された連合会としての地域金庫は、加盟地区金庫に対する手形割引(フランス銀行での再割を含む)と運転資金の前貸しを本務とし、これ以外の投機に通じる一切の貸付業務は禁じられる旨が明文化された。一方、資金面では、地区金庫と同様、会員からの預金受入れ並びに債券(bons)発行が認められると同時に、先述したフランス銀行からの国庫納付金(四千万フランと毎年の納付金)を原資とする国からの無利子の前貸金の供与が認められた。なお、この前貸金の期限は五年とされ期限内の償還を原則としたが、更新は可能とされた。

第三には、国の前貸金の地域金庫への配分を行うため、農業者に配分業務を担当する行政機構として農業信用部とその審査を行う配分委員会(Commission de répartition)が設置された。

こうして、連合会としての地域金庫の新設は、今日に至る「政府系」農業信用制度の土台をなす「二段階制」の協同組合金融組織を創設する歴史的画期となるのであるが、金融制度としての当時の役割からすれば、対人信用をベースとする短期信用の創出とその制度化を意味していた。もちろん、地域金庫への国の前貸金の供与が認められる一方、その配分権が農業省の行政機構に属したことは、確かにその後の過程において国の各種の介入が強化されてゆく可能性を残すものではあったが、しかし少なくとも創設当初においては、国の前貸金は組合金融組織の定着と「自立化」を支える時限的な措置と期待されていたし、制度的にはその申請は地域金庫の自由裁量に属し、また運用においても、国による特別の規定はなく組合としての定款に委ねられていたのである。

(五) 長期制度金融の導入

このような創設当初の段階から、いわゆる「国家援助による農業（組合）金融」の一典型として特徴づけられるような諸関係がビルト・インされてゆく最初の契機となったのは、一九〇六年と一〇年における長期制度金融の導入であった。

(1) 長期団体貸付の導入

先述もした通り、各地に結成されるに至っていた農業サンジカの多くは、法律本来の意図に反して現実には、化学肥料等の共同購入を始め各種の共同事業に着手していたが、農業サンジカは任意法人である上に資本をもてないことからくる限界があった。しかも「農業大不況」の影響下での商品生産のいつそこの進展に対する個別経営の対応において、生産と農産物の加工、貯蔵、販売における各種の共同施設と共同事業への依存はますます必要となり

つつあったことから、農業サンジカの農業協同組合への転換並びにその組織化を政策的に促進するために、農業協同組合とそれに類する団体に対する長期貸付が一九〇六年の法律によって認可されるのであり、同法と関連して重要なことは次の点であった。

その第一は、この長期団体貸付のために、国は、フランス銀行からの毎年の納付金の三分の一を限度とする前貸金を留保することができるとされ、政策金融のための貸付原資の配分に特別枠が設けられたことである。

第二には、貸付申請にはその使途を明記した必要書類を地域金庫を仲介して国に提出し、貸付のそれぞれについて期限二五年、農業協同組合の払込資本額の二倍の限度内で、配分委員会が個別に審査決定することとされた。

第三には、貸付を受ける農業協同組合は、一八九四年法に基づく地区金庫への常時加盟を義務づけられたことである。

(2) 長期個人貸付の導入

以上の団体貸付に続いてさらに一九一〇年には、農業・農村の安定化が社会問題としていっそう重要視されるなかで、農業者の土地所有への接近を促し小経営の維持とその安定をはかるための政策金融として、「農村小経営の取得、整備、変換、再構成」を目的とする期限二〇年、限度額八〇〇〇フランの長期個人貸付が導入された。

この場合も、国はフランス銀行からの年納付金から特別の前貸金を留保できるとされたが、さらに一九一二年には、先の四千万フランの納付金について、その一二〇〇万フランまでを留保できるという措置がとられた。なお、一八九九年法に基づく地域金庫に対する前貸金の限度額は地域金庫の払込資本額の四倍とされていたが、この場合は二倍とされ、また、貸付の申請は、一九〇六年法に基づく長期団体貸付の場合は地域金庫が窓口であったが、個

第1表 地域金庫・地区金庫の設立推移 (1900~1913年)

年次	地域金庫 の数	地区金庫の数	1地域金庫 当たりの地 区金庫数	会 員 数 (人)	1地区金庫 当たりの会 員数(人)
1900	9	87	10	2,175	25
1901	21	309	15	7,998	26
1902	37	456	12	22,476	49
1903	41	616	15	28,204	46
1904	54	963	18	42,783	44
1905	66	1,355	21	61,874	46
1906	74	1,638	22	76,188	47
1907	88	2,168	25	96,192	44
1908	94	2,636	28	116,866	44
1909	95	2,983	31	133,382	45
1910	96	3,338	35	151,621	45
1911	97	3,946	41	185,552	47
1912	98	4,204	43	215,695	51
1913	98	4,533	46	236,860	52

出所：André Gueslin, *Les origines du Crédit Agricole 1840-1914*, 1978
より引用。

人貸付の場合は一八九九年法の場合と同じく地区金庫であり、特に前貸金の国への償還について、地区金庫は償還金の受領後一週間以内に地域金庫に返済し、地域金庫は毎年一月末までに前年度分を国に払い込むことを義務づけられた。

(六) 地区金庫と地域金庫の実態

以上のような政策金融の導入は、一面では対人信用と短期信用から対物信用と長期信用へと業務並びに会員範囲の拡大に伴う制度の発展をもたらしたが、他面では国の前貸金の配分、運用、管理に対する国の規制と介入の具体化を促す契機ともなった。しかし、「デュラン」系農村金庫が国の支援から独立した「自由系」グループとしてそれなりの発展を辿っていたことからしても、このような政策金融の制度化によって、直ちに自主的な信用協同組合としての存立基盤とその発展の可能性が失われたとすること

はできないように思われる。そこで以下、先のアンドレ・ゲランの分析に依拠して、創設以来第一次大戦に至る時期における地区金庫と地域金庫が、どのような実態にあったかをみてみることにしたい。

(1) 設立の状況

まず地域金庫、地区金庫の一九〇〇年から一三年の期間における設立の推移を示した第1表を参照されたい。一八九九年法に基づいて、信連としての地域金庫への国の前貸金を実際に供与する措置がとられるのは一九〇〇年からであったが、その年に九を数えるに過ぎなかった地域金庫はその後急速に設立が進み、第一次大戦前の一九一三年には九八金庫に達していることがわかる。

地域金庫の管轄区域は定款によるとされ、法律では明示されなかったから、**「地域」**が数県にまたがる金庫もあり、実際にも、一九一三年の九八金庫のうち一六金庫はこのようなケースに該当したが（全体の一六・三％）、しかしこの年には、一県（アルデンヌ県）を除くすべての県域に地域金庫が存在するという状態に至っていた。その後今日まで、地域金庫の数は一〇〇を越えることなく、しかも、現在フランス本土にある地域金庫の数は九一金庫であるから、若干の金庫の閉鎖、合併を伴いながらも、現在に至る地域金庫の分布は、ほぼ第一次大戦前の段階に定着化したものとみることができる。

次に単協としての地区金庫に関しては、一八九四年法の公布から七年を経た一九〇〇年においてもその数はなお八七に過ぎず、しかもその大部分が同法成立以前から存在していた信用組織であったことは、先にも述べた通りである。さらに改めて注目されることは、地区金庫の設立が急速に進みその数が増えてゆくのは、国の前貸金の供与が認可され信連である地域金庫の設立が進むようになってからであり、地域金庫の増加と平行していることである。

このことは、単協としての地区金庫がまず設立され、さらにその後、連合会としての地域金庫が設立されてゆくというコースというよりも、国の前貸金を受けるために地域金庫が設立され、さらにその基盤の拡大をはかるために地区金庫の組織化と増大が進められたこと、いいかえれば、そのような組織化の過程で、「下から」の運動が全くなかったというわけではないが、全体としては国の資金援助による刺激と信連としての地域金庫が主導する「上から」の運動によって、制度の土台をなす信用協同組合の組織的定着化が推進され、加速化されていたことを示すものと考えられる。⁽¹⁵⁾

ところで、地区金庫の場合の区域についても、同様に定款に委ねられたため一定ではなく、特に初期の地区金庫の区域は一般に広域であり、なかには県を区域とするものすら存在した。しかし、その後に設立されていた地区金庫の場合は、一般にコミュニティ（村）またはカントン（郡）を区域とし、しかもその大多数は、コミュニティをその基盤としていた。地区金庫の数は一九〇〇年の八七から一九一三年には実に四五三に達しているが、最高の六〇〇を記録するのは一九三〇年前後であり、その後は、第二次大戦後の一九五〇年四〇〇〇、六〇年三〇〇〇、七七年二九七七と一貫して減少しており、また、今日の地区金庫のほとんどはカントン（郡）を区域とするように推移している。

このような長期的な推移に伴う地区金庫の存在態様の変容については、後にみるであろうが、ここで改めて確認されることは、地区金庫の急テンポな設立が進むのは今世紀に入ってからであり、すでに第一次大戦直前には、地域による密度の差はあれ、地域金庫の全域的な配置を軸にほぼフランス全土に分布する信用組合組織に拡大するに至っていた、という点である。因に、一九〇〇年の一地域金庫当たりの平均加盟地区金庫数は一〇、一地区金庫当

たりの平均会員数は二五人であつたが、一九一三年にはそれぞれ四六と五二人に増大している。

(2) 資金面の推移

さて、以上のような協同組合組織の全土的拡大とそれに伴う会員数の増大は、当然資金量の増大をもたらすことになるが、ここではいくつかの特徴的な点をみて置こう。

(a) 自己資金（払込資本十留保金）

自己資金のうち払込資本についてまず注目されることは、地域金庫と地区金庫との関係である。まず、地域金庫全体の払込資本総額は一九〇二年二六三万フラン、一九〇四年四六〇万フラン、一九一三年二三二万フランと増大している。⁽¹⁶⁾ 一方、地区金庫の方は、同じ年にそれぞれ一四一万フラン、二四一万フラン、さらに一四九三万フランへ増大しているが、⁽¹⁷⁾ 両者を比較すると、一九〇二年における地区金庫全体の払込資本総額は地域金庫全体のその六三%、一九一三年には六四・三%に相当し、⁽¹⁸⁾ いいかえれば地域金庫全体の払込資本総額は地区金庫全体のそれをつねに上回っており、また、このことと関連して、地域金庫全体の払込資本総額のうち、加盟地区金庫から払い込まれた出資額が占める割合は、一九〇四年の四五・九%から、一九一三年には六六・九%に増大している。⁽¹⁹⁾

このような両者の関係は、国の前貸金の配分額が信連の地域金庫の払込資本額の大小に依存していたこと、そのために地域金庫への出資に地区金庫自体の自己資金が動員されたこと、しかも、一九〇五年の措置により地区金庫が地域金庫から受けられる運転資金は地域金庫への出資額と同額までと定められたこと等々、いろいろな要因があげられるが、地区金庫と地域金庫との関係において、制度創設の当初から信連としての地域金庫がもっていた主導的役割と金融機関としての地位を示すものとして留意して置いてよいであらう。

第2表 制度全体の資金構成の変化（1900～1913年）

（単位：％）

資金の性質	1900	1902	1913
払込資本	55.08	27.65	18.26
留保金	-	-	4.88
自己資金の割合	55.08	27.65	23.14
1899年法による国の前貸金	44.92	72.35	53.10
1906年法 $\frac{1}{2}$	-	-	9.30
1910年法 $\frac{1}{2}$	-	-	11.42
国の前貸金の割合	44.92	72.35	73.82
調達：預金	-	-	2.99
総計	100.00	100.00	100.00

出所：第1表と同じ。

次に留保金については、地域金庫全体の自己資金に占める割合は一
九〇三年に二・三％であったが、一九一三年には二一・三％に増加し、
地区金庫の場合も〇・九％から一六％にそれぞれ増大している。⁽²⁰⁾この
ような増大は剰余金の四分の三を留保金として蓄積させ、信用組合の
「自立性」を強化しようとした国の政策によるところが大きいとみら
れるが、しかしこの時期における自己資金の増大以上に、信用組合と
しての実態と関連して注目されるのは、資金量全体に占める国からの
前貸金の比重とその急速な増大に外ならなかった。

(b) 国家資金の増大

国の前貸金の増大にはいくつかの段階があつたが、地域金庫全体の
資金構成の推移を示した第2表からも明らかのように、自己資金がな
お僅かながら国の前貸金の割合を上回っていた一九〇〇年から一九一
三年には両者の割合が完全に逆転し、国からの前貸金が資金量全体の
七三・八％を占めるに至っている。

しかも、国からの前貸金のうち最も比重が大きいのは、一八九九年
法に基づく短期貸付のための期限五年の前貸金である。このことは、
政策金融として導入された長期貸付の場合はもちろん、当初、組合金

融本来の領域として期待された短期貸付においても、国からの前貸金がいかに大きな役割をもつに至っていたかということを明示している。そして、このような国家資金への依存とその増大に伴い、前貸金の申請要件の細目化、配分委員会の構成の拡大（当初の二三名から四〇名へ）、そのなかでの行政当局の発言権の強化等、制度に対する国の介入と監査が漸次拡大、強化されてゆくのである。

(c) 資金の自己調達

先述したように、地区金庫も地域金庫も法制上は債券の発行と共に預金の受け入れを認められていたし、「政府系」グループの中でも、資金の自己調達によって国への依存から独立すべきであるという主張がつけねにあったが、しかし債券発行が当時行われたという事実については確認されていない。⁽²¹⁾

一方、預金については、「政府系」農業信用金庫に関する農業省の年次報告の中に始めて出てくるのは一九〇五年からである。⁽²²⁾ 同年に地域金庫全体で受け入れた預金総額は三三六万フランであり、その後一九一二年に最高に達し、一九一三年には一二三四万フランという数字が記されている。

ただし、注意を要するのはこの数字は年度末の預金残高ではなく、別に各年度の月別の平均預金残高は、預金総額の一〇%から三二%と推定されており、⁽²³⁾ きわめて流動性が高かったとみられることから、当時の預金が貸付原資としてもついていた役割はきわめて限られていたと考えられよう。しかも問題は、各地域金庫にみられる大きな格差である。例えば一九〇九年に存在した地域金庫九五金庫のうち、実際に預金を受け入れていた地域金庫は四九金庫に過ぎない。⁽²⁴⁾ そのうちの一一金庫のみで同年の預金受入れ額の八〇%を占めるといふ実情にあった、とされている。⁽²⁵⁾

一方、農業者と直接接触し預金の受け入れにおいてより有利な地位にあったと思われる地区金庫については、同

じく一九〇五年に一三五万フランの預金の受け入れがあったという報告がみられるが、当時の実情とその動向について正確なところを知ることが、きわめて困難である。⁽²⁶⁾

実際に、貸付額が地域金庫による再割額を上回っていたいくつかの地区金庫の場合は、預金の受け入れと運用が行われていたとみられるが、しかし、地区金庫全体の短期貸付のほとんどが地域金庫からの前貸しで賄われており、その割合は一九〇〇年の七〇・四%から一九一三年には九八・四%に達している。⁽²⁷⁾ また、その形態は、地区金庫自身の裁量による運用資金としての受け入れよりも、地域金庫による手形割引によるものの比重が一九〇〇年七二・二%、一九一三年九九・四%を占め、圧倒的に高い。⁽²⁸⁾ しかも、ここで重要なことは、地域金庫から地区金庫に対するこれらの前貸しのほとんどは、国からの前貸金によって賄われていたということである。因に、地域金庫全体の一九一三年における短期貸付総残高七二〇一万フランに対して、一八九九年法に基づく短期貸付のための国からの前貸金残高は六七五万フラン、比率にして九四%に達している。

ごく一部の金庫を除いて、当時のこのような資金面での実情には、フランス全土に分布する組織に発展したとはいえ、なおその会員数は全農業者の三%程度に過ぎなかったこと、貯蓄金庫 (Caisse d'épargne) や他の金融機関との競争、農業協同組合への出資や有価証券投資との競合下で、農業者のための低利貸付を実現してゆくためには、国からの無利子の前貸金に依存せざるをえなかったこと、そのことがまた、信用協同組合の側での資金の自己調達に対する誘因を弱める結果となったこと等、いろいろな要因が関連しているものと考えられるが、さらに当時の貸付面での実態に立ち入ってみることにしよう。

(3) 貸付の実態

第3表 貸付の種類と比重 (1900~13年)

(単位: フラン)

貸 付 の 種 類	各年度に承認された貸付額の累計額	構 成 比 (%)	年平均伸び率 (%)
短 期 (1900~13年)	649,161,970	96.24	35.22
長期団体 (1908~13年)	12,152,266	1.80	67.12
長期個人 (1910~13年)	13,188,134	1.96	32.18
計	674,502,370	100.00	36.04

出所: 第1表と同じ。

まず、第3表を参照されたい。当時の資料からは、貸付残高に関する系統的な数字が得られない。しかし、地区金庫全体が一九〇〇年から一三年の各年度に承認した短期貸付の累計額、同じく地区金庫全体が一九一〇年から一三年の各年度に承認した長期個人貸付の累計額、さらに地域金庫全体が一九〇八年から一三年の各年度に承認した長期団体貸付の累計額並びにそれぞれの割合を示した同表によって確認されることは、短期貸付が当時の主要な貸付であったということである。

(a) 短期貸付

まず次のことを指摘して置く必要がある。

それは、一八九四年の地区金庫に関する法律で開始されたのは、個人に対する短期貸付であったが、しかしその後、一九〇八年に法人としての農業サンジカ、同じく農業共済組合、さらに一九一〇年には農業協同組合への地区金庫による短期貸付が認可され、一九一〇年以降は、主要な農業団体のすべてに短期団体貸付が認められるようになっていたということである。

ところで、当時の短期貸付は、一般に次のような方法で行われていた、という。

地域金庫の場合は、普通、窓口をもっていたが、地区金庫の場合は、有力な会員の家に事務室と金庫を置き、会員の中の書記がパートで会計業務に当たるといふ形態が一般的であり、会員からの貸付申請の受け付けは、毎日曜日か毎週の市日に限ら

れていた。

申請には、使途と保証を明示することが必要とされ、理事会で選任された貸付審査委員会で審査にかけられ、秘密投票によってその可否が決定された。こうして貸付が承認されると、地区金庫の手元に自己資金または地域金庫から受け入れた運転資金がある場合は、直ちに貸付が行われたが、ない場合には、借入者が振り出す約束手形を地域金庫での割引のために送付し、地域金庫で承認されれば、地域金庫の自己資金あるいは国から受けた前貸金から必要額を地区金庫に郵便為替で送金するという形が一般的であった。自己資金の一部を有価証券の購入に当てフランス銀行、場合によっては他の金融機関に預託している地域金庫の場合には、保有手形の再割も行われた。しかし、このような事例は当時としては、なお少数の先進的事例に属した。また、当初は対人信用が原則とされていたが、一定額以上の貸付に対しては、有価証券等の預託が求められる場合が多くなっていた。この点と関連して、一八九八年法律により開始され一九〇六年にその改善が行われた農業倉荷証券の利用は、地域金庫の手形割引による貸付に比べると、なおきわめて限られていた。

また、短期貸付の利子率についていえば、地域金庫による割引率は三%、地区金庫から農業者に対する貸付利率は三・五%から四%が普通であった。

(b) 長期貸付

一九〇八年(団体)、一九一〇年(個人)にそれぞれ農業協同組合への助成、農村小経営の維持・創設を目的とする政策金融として開始された長期貸付は、「政府系」制度の貸付を多様化する契機となり、貸付額も急速な伸びを示すが、しかし第一次大戦までのこの時期には、団体、個人を含め貸付全体のなかでなお四%弱しか占めていない。

先述した通り、団体の長期貸付の場合、その窓口は地区金庫ではなく地域金庫であり、農業協同組合並びに、それに類する団体から提出された所定の書類（定款、組合員リスト、資産内容、見積り）を地域金庫が承認すると、農業省に転送され、まず同省で検討後、配分委員会での審査にかけられた。貸付には現物担保が要求され、貸付期限は一般に一五年、貸付利率は二％であった。

期限、利率は個人の場合も同じであった。しかし、この場合も担保が必要とされたことは、当初の原則であった対人信用に新たに対物信用が制度化されてゆく画期をも意味していた。先にも触れたように一九一二年には、長期個人貸付のための国の原資の不足を補うため、フランス銀行からの納付金四〇〇〇万フランからの新たな追加割当が行われたが、しかし、長期個人貸付が貸付全体の中で主要な地位を占めてゆくのは、第一次大戦後である。

(七) 小 括

さて、以上を通じて確認される「政府系」農業信用制度の第一次大戦前の段階における主要な特徴を要約しておく。

第一に、制度の単位組織である地区金庫の創設に関する法律ができたのは一八九四年であり、連合会である地域金庫のそれは一八九九年であったが、しかし実際に「二段階制」のこれら信用協同組合組織の設立が軌道に乗り、フランス全土に分布する制度として定着するようになるのは、地域金庫に対する国の前貸金供与が開始された今世紀に入り第一次大戦に至る時期であった。ただし、全域的組織に拡大されたとはいえ、会員数はなお当時の農業者の三％程度であった。

第二に、単協としての地区金庫の設立は、国家資金配分の仲介機関に位置づけられた信連としての地域金庫の設立を支点として拡大され、加速化されていったとみられることであり、そのような過程の刺激剤となったのは、明らかに国の政策と財政援助であったということである。

第三に、以上と関連して、地域金庫、地区金庫とも法制上は、貸付、調達両面の機能をもつ信用協同組合として構想されていたが、その実態は、資金の自己調達の実情とあいまって、長期貸付はもちろん短期貸付においても、貸付原資の大半を国からの無利子の前資金に依存し、ほとんど貸付機能のみの組織として存立していたに過ぎなかった。いいかえれば、比較的早くに設立された一部の地域金庫や、先進的な地区金庫を除けば、その大半は国家資金の単なる貸付・配分機関であったということであり、これがフランスの「政府系」制度の土台として当時創設された信用協同組合の金融機関としての内実であり制度の歴史的「原型」であったということである。

こうして、フランスの農業組合金融にとっては、貸付、調達両面を備えた金融機関への成長と共に、国との関係において組合金融本来の実質をいかに拡大し発展させてゆくかが、つねに将来の問題となつてゆくのであり、しかもこのことが、まさに第二次大戦後の今日に至って、いかなる形で現実の問題となるかは後にみるであろう。

注(一) この章全体の内容に関しては、次の文献に負うところが大きい。

André Gueslin, *Les origines du Crédit Agricole*, 1978. Ministère de l'agriculture, *Dix ans de Crédit Agricole 1900-1909*, 1911. N. Makuch, J. Peyre et P. Prunet, *Le Crédit Agricole*, 1977.

(2) 預金供託金庫が創設されたのは一八一六年であり、一八三七年に貯蓄金庫の後見機関となり今日に至っている。金庫の総支配人は国によって任命され、国の監督下にある公共金融機関であり、貯蓄金庫の吸収した資金を金融市場並びに抵当市場で運用し、地方公共団体並びに地域整備を目的とする各種公共機関への融資を主要な任務としている。さらに、郵政

省の付属機関として一八八一年に設立された国民貯蓄金庫が郵便局から吸収する資金の管理も所掌する。

- (3) 今日のクレディ・フォンシエは、株主による総会と重役会をもつ株式会社であるが、総裁と二名の副総裁および重役三名は政令により任命され、国の監督下にある半公共的金融機関である。その本務は、中長期の住宅貸付、銀行の住宅貸付のための再割、不動産取引の監督であり、資金は公債発行、銀行の起債する中期債券、国の前貸金により賄われている。

- (4) André Gueslin, *op. cit.*, p. 122.
 (5) *ibid.*, p. 125.
 (6) *ibid.*, p. 341.
 (7) *ibid.*, pp. 148-150.
 (8) Louis Prugnaud, *Les étapes du syndicalisme agricole en France*, 1957.
 (9) *ibid.*, p. 27.
 (10) André Gueslin, *op. cit.*, pp. 159-160.
 (11) *ibid.*, p. 160.
 (12) *ibid.*, p. 176.
 (13) *ibid.*, p. 178.
 (14) *ibid.*, p. 204.
 (15) *ibid.*, p. 246.
 (16)(17)(18) *ibid.*, p. 261.
 (19) *ibid.*, p. 262.
 (20)(21)(22)(23) *ibid.*, p. 281.
 (24)(25) Henry Sagnier, *Le crédit Agricole en France, son origine, son essor, son avenir*, 1911, p. 146.
 (26) *ibid.*, p. 148.
 (27)(28) André Gueslin, *op. cit.*, p. 299.
 (29) *ibid.*, pp. 287-288.

三、両大戦間期における農業信用の展開

いうまでもなく第一次大戦（一九一四～一八年）はフランスの農業・農村に甚大な人的・物的損失をもたらし、疲弊した農業の早急な回復をはかると共に、化学肥料、畜力機械化を中心とする農業「近代化」が求められるようになるが、このような大戦後の要請と関連して、一九二〇年には、第一次大戦前に定着化した農業信用制度の大きな改正が行われ、農業信用の新しい展開がみられるようになるのである。

（一）一九二〇年の制度改正の画期的内容

一九二〇年の制度改正は、フランスの制度の土台として創設された「二段階制」の信用組合組織から、冒述した現行の「三段階制」に移行する画期となった歴史的に重要な改正であった。その根拠となった一九二〇年八月五日の法律は（一九二一年二月九日の施行令と共に）、制度創設以来の基本法規を集大成し改訂した法律として「農業信用憲章」（Charte de Crédit Agricole）と呼ばれているが、ここではその画期的内容の主要点をみて置こう。

（1）全国金庫（Caisse nationale）の創設

その第一は、地区金庫、地域金庫に次ぐ全国レベルでの中央金融機関が創設されたことである。これは、まず最初に農業信用全国事務局（Office National de Crédit Agricole）として設立された後、一九二六年に農業信用全国金庫（Caisse Nationale de Crédit Agricole = CNCA）に改称された。全国金庫は、「地域金庫の諸業務と調整をはかり、法律の定める諸業務を監督すること」を使命とし、金融、「国を代行する」監督両面の機能を担った

公共機関として今日に至っており、これによって、全国金庫を頂点とする「三段階制」の「政府系」農業信用制度の基礎が確立されるのである。

このような中央金融機関の創設を促すに至った制度自体の問題としては、さし当たり次のことが考えられよう。

そのひとつは、先に見たような政策金融の導入と国の前貸金への依存の増大化は、国家資金の配分、管理をめぐる国の介入・規制を必然化することとなり、制度改正前には、農業省農業信用部が所管する複雑な行政並びに監査機構ができていた。そのため、地域金庫から上がる前貸金の申請が配分委員会で審査、承認されて、実際に地域金庫の手元に下りるまでに平均二カ月を要するという状態にあり、地区金庫、地域金庫の運営に支障となっていたが、このような支障を解決し農業信用の将来の発展に対応してゆく上で行政機構のもつ限界が問題とされ、銀行機能に依存する必要が生じていたことである。

もうひとつは、地域金庫相互の間に生じていた格差の問題である。第一次大戦前に存在した九八の地域金庫の自己資金（払込資本＋留保金）についてみると、最高二一五万フランから最低一〇万フラン以下という著しい格差が生ずるに至っていた。しかも、国の前貸金の配分類は、各地域金庫の払込資本額を基準としていたことと関連して、自己資金の格差はそのまま国家資金の配分における格差に反映されたため、このような格差を調整し補償する機能と指導的役割をもつ中央機関の必要が、相互金融の立場からも問題となっていた。

因に、この時期には、すでに農業における協同組合運動の全体的利益の代表団体として、信用、協同（経済事業）、共済の各系統による全国連合会（Fédération Nationale de la Mutualité et la Confédération Agricole）が結成されるに至っていたが、全国金庫が協同組合ベースの中央金融機関としてではなく、公共機関（行政庁の所管業務

の一部を請け負わせる施設（公的営造物）⁽²⁾として設立されたのはなぜかという問題が残る。これは、フランスの農業組合金融と国との関係の特殊性を明らかにする上でも重要な問題と思われるが、すでに見たように、当時の地域金庫、地区金庫が組織的には信用協同組合でありながら、その実質は国家資金の配分機関であったということと関連する問題ではなからうか。

ともあれ、全国金庫の場合は公共機関であるため、信用協同組合である地区・地域金庫のように会員、組合資本、総会に相当するものは存在していない。全国金庫の運営と管理を担っているのは、最高意志決定機関である全体委員会（*Commission plénière*）と執行機関である理事会である。全体委員会の前身は配分委員会であったが、配分委員会と同様、議会、行政、職掌代表から構成され、地域金庫の代表もそのメンバーに入っている。また、新設された理事会にも地域金庫の代表の選任が義務づけられ、以後今日まで、『官』と『民』との独特な結合と協力関係に基づく運営管理方式が維持されてきている。⁽³⁾

(2) 中期信用の新設

第二の重要な措置は中期信用の新設である。

経営装備を主とする関連資金の需要に応えるための、短期貸付と長期貸付との中間的な貸付の必要は、すでに一九一二年頃から地区金庫、地域金庫の側でも問題となっていたが、一九二〇年の制度改正は、新たに中期貸付を導入すると共に貸付体系全体の再整備を行った。

④ 短期貸付。従来、必ずしも明確でなかった貸付期限については「……それぞれの事業の一生産期間を越えない期間」（最大二年）とし、貸付方法についても、借入者の振り出す手形の地区金庫による割引並びに地域金庫に

よる再割を原則とし、地域金庫が資金不足の場合は、全国金庫による資金の融通あるいは再割を受けられる旨が明文化された。

② 中期貸付。新設された中期貸付は一五年を期限とし、貸付に当たって、借入者は貸付条件、保証、返済条件を明記した特別契約書に署名することを義務づけられ、中期貸付には預金の運用が禁じられると共に流動化不能とされ（後述参照）、短期貸付と明確に区分された。

③ 長期貸付。個人、法人とも特別に低利な貸付利率が適用されることが明確にされるとともに、借入者の資格（後述参照）、条件、義務等がより詳細に規定された。

こうして、中期貸付の新設を契機として、今日に至る貸付体系の骨格が確立されてゆくのであるが、この点で重要なことは、第一次大戦に至る段階までは、貸付期限等について、地区金庫、地域金庫の比較的自由な裁量に委ねられていた短期信用においても、中長期を中心とする政策金融の再整備によって、制度全体の貸付体系の中により明確に位置づけられるようになったことである。

(3) すべての人々 (toute persone) からの預金の受け入れ

その第三点は、中央金融機関としての全国金庫に対して、その使命の遂行に必要とされる慣習的な金融上のすべての機能を認める一方、預金の受け入れについては、会員（実態としては農業者とその関連団体）のみでなく、非農業を含む員外のすべての人々から受け入れることができる旨が明確にされたことである。

このことは、先にも述べたように、地区金庫、地域金庫の創設以来の原則であった会員主義と職能主義の適用を資金調達面では否定する一方、フランスの信用協同組合が借入者のみを会員とする「借入者組合」であることを明

確にすることとなった。全国金庫に対する金融機能上の措置と共に、預金受入れにおけるこのような措置は、当時の実態からすれば、むしろ将来の農業信用の発展を見越した対応であったが、⁽⁴⁾実際にフランスの制度が、その後特に第二次大戦後の過程において、員外から資金を吸収する活発な活動の展開を通じて原資の自賄い化を達成し、冒述したような貸付、調達両サイドを備えた金融機関への成長、『農業』から『農村』を基盤とした地域金融機関への性格変換を準備する歴史的な措置となるのである。

以上のように、一九二〇年の制度改正は、第一次大戦前における信用組合の全域的定着化と発展を基礎に、その後今日に至る制度の根幹を確立した点で、フランスの制度の歴史における画期的な改正として位置づけられる。

(二) 両大戦間期における主要な変化

この時期に関して実際に利用できた資料は断片的である上、資料相互の整合性に問題がないとはいえないが、この点を予め断った上で、この時期における農業信用の発展にみられる主要な傾向と注目すべき特徴をあげて置こう。

(1) 貸付の動向

両大戦間期の時期区分として重要と考えられるのは、いうまでもなく一九二九年大恐慌であるが、さし当たり一九二〇年から一九二八年までの期間の貸付累計額を第一次大戦前までの時期のそれと単純に対比しても、短期貸付は約二・六倍、長期貸付は約一一倍に増大しており、また短期、中期、長期の割合はおよそ六七%、一三%、二二%となっている。⁽⁵⁾つまり、短期貸付が圧倒的な比重を占めていた第一次大戦前の段階に対して、一九二九年の大恐慌期に至る時期の特徴は、貸付額全体の増大の中での中長期の政策金融、特に長期信用の絶対的、相対的增加である。

第4表 地域金庫における貸付・資金の推移 (1930~34年)

(単位: 1,000フラン)

			1930	1931	1932	1933	1934
貸付	短期貸付		790,900	968,600	1,045,000	1,124,300	1,248,200
	中期貸付		603,800	783,500	958,700	958,100	838,500
	長期貸付		943,700	1,154,550	1,335,800	1,426,300	1,409,100
	計 (1)		2,338,400	2,906,650	3,339,500	3,508,700	3,495,800
	資金						
金	留保金		143,400	167,500	186,700	199,500	205,300
	預金		124,800	149,900	177,700	206,000	233,100
	国の前貸金		999,400	1,245,200	1,257,600	1,241,300	1,141,500
	フランス銀行の納付金を原資とするもの		1,100,000	1,230,300	1,331,300	1,383,000	1,350,800
	国家予算によるもの		595,600	805,500	1,149,300	1,116,800	1,047,200
	計 (2)		2,963,200	3,598,400	4,102,600	4,146,600	3,977,900
	(2)-(1)		624,800	691,750	763,100	637,900	484,100

出所: Madeleine Degon, *Le Crédit Agricole*, 1939 より引用. 数字は原表のまま.

ったことは明らかである。

一九三〇年以降は、第4表に窺いうるように、中期貸付は一定の比重を占めた後、停滞的に推移し、短期と長期の貸付額が共に増大するなかで、短期貸付の比重が再び漸増してゆく傾向がみられるようになるのであるが、この点については後述する。

(2) 政策金融と貸付の多様化

長期貸付の中で増大が著しいのは、農村小経営の創設、維持、安定化を目的とした個人貸付であるが、この点と関連して指摘して置く必要があるのは、社会政策的配慮から借入者の資格と範囲が逐次拡大されていったことであり、農村で土地の取得を希望する恩給受給者（一九二六年）、退役軍人（一九二八年）、農業労働者用住宅の改築を希望する不動産所有者（一九三一年）、農村住居の改善を希望する農村職人並びに農業従事者（一九三八年）等への貸付が認められると共に、特に戦争犠牲者、労働不能者、多人数世帯主等に対し

ては超低利の特別貸付が認められた。一方、長期団体貸付についても、従来の農業協同組合とそれに類する団体のみでなく、農村電化事業を実施する地方自治体と農業共益会社（SICA、一九二三年）、土地基盤整備事業を実施する地方自治体（一九二七年）、さらには農業会議所、農業サンジカ等の団体（一九三〇年）にも認められるようになった。また、これらの団体には長期貸付に続いて中期貸付も認められ、特に農村用地の区画整理事業に関して県並びに地方自治体（一九二二年）、持家を希望する農業労働者、さらに農業災害者に対しては特別に低利な貸付が適用された。^⑥

また、先に触れた大恐慌後の短期信用の発展と関連して指摘して置く必要があるのは、次の点である。それは、小麦、ブドウを主とする生産過剰が激化し、価格低落による農民不安が社会問題として深刻化する中で、一九二九年から在庫調整、計画販売による市場組織化政策が漸次実施され、特に一九三六年には、人民戦線内閣の下で全国小麦局（一九四〇年からは全国穀物局）が設置され、輸出入の国家管理、最低価格保証、農業協同組合等指定機関による全量買上げ制が具体化されたことから、農産物市場支持政策と結合した農業協同組合等への短期団体貸付とそれに伴う信用業務の新たな発展があったことである。

具体的には、農業協同組合等の集荷指定団体が振り出した手形を地域金庫が仲介して全国小麦局の裏書を取り、地域金庫による割引あるいは全国金庫またはフランス銀行での再割という方法がとられ、さらに融資を受けた農業協同組合から農業者への支払いは、金庫に開設された預金口座による清算が行われた。また個人指定業者に対しては、農業者への買上げ代金の支払いを「政府系」信用金庫の小切手または振替手形で行うことが義務づけられ、地域金庫は、事実上、国の農産物市場支持政策に関わる短期信用業務の遂行機関としての機能を担うようになってい

第5表 地区金庫・地域金庫の自己資金

(単位：フラン)

	地区金庫の自己資金		計	地域金庫の資本
	資 本	留 保 金		
1925	37,000,000	10,000,000	47,000,000	53,000,000
1927	54,500,000	17,000,000	71,500,000	77,500,000
1928	68,500,000	22,000,000	90,500,000	95,600,000
1929	82,900,000	28,000,000	110,900,000	117,700,000
1930	102,200,000	32,000,000	134,200,000	143,400,000
1931	118,450,000	38,150,000	156,600,000	167,500,000
1932	131,400,000	46,000,000	177,400,000	186,700,000
1933	135,000,000	53,000,000	188,000,000	199,500,000
1934	137,000,000	60,000,000	197,000,000	205,300,000
1935	137,200,000	69,900,000	207,100,000	209,300,000
1936	137,800,000	73,100,000	210,900,000	213,500,000

出所：第4表と同じ。

った。

こうして、両大戦間期における貸付種類と信用業務の多様化、それに伴う会員範囲の拡大は、第一次大戦前に組織的に定着化したフランス制度の基盤の拡充をもたしたが、以上を通じて重要なことは、このような過程を促進したものは、明らかに国の政策上の各種の要請に基づく政策金融の導入と拡大であったということである。

(3) 資金面の動向

まず、一九二五年から一九三六年の期間における地区金庫全体の自己資金（払込資本＋留保金）と地域金庫全体の組合資本の推移を示した第5表を参照されたい。先述もした通り、地区金庫の数が最高の六〇〇〇に達するのは一九三〇年前後であるが、このような組織の増大につれ地区金庫、地域金庫共に、当然、自己資金の増大が進んでいる。しかし再び地区金庫と地域金庫との関係で注目されるのは、第一次大戦前においてもそうであったが、地区金庫の自己資金の大半は両大戦間期にも地域金庫への出資に向けられていたとみられてい

ることであり、従つて、地区金庫の自己資金の増大は地区金庫自身の運用資金の増大を意味するものではなかつたといふ点である。また、前掲第4表によつても、第一次大戦前と異なり確かに地域金庫の預金は増加傾向を示しているが、しかし、すべての人々からの預金の受け入れを認めた一九二〇年の措置後も、実際にいくつかの地域金庫で員外からの預金吸収活動が組織されるようになるのは漸く一九三〇年前後からであり、なおこの時期の預金の増大は、会員を中心としその範囲の拡大によるものであつたとみられてゐることである。

さらに、この点と関連して興味深いのは第6表である。一九三七年八月三十一日の法令は、今日におけるように、地区金庫に対してその受入れ預金を地域金庫にそのまま預け入れることを義務づけるようになるが、同表は、それ以前の一九三四年について、加盟地区金庫の預金残高合計が一〇万フランを越える地域金庫を選んでその預金残高を示したものである。当時、このような地域金庫の数は全体の三分の一に過ぎなかつたが、そのなかで加盟地区金庫の預金残高合計が上回る關係にあつた地域金庫の数はきわめて少数であり、預金受け入れの中心が地域金庫にあつたことを明らかにしている。さらに、法令で義務づけられる以前から、地域金庫が地区金庫の受入れ預金を預け入れるように勧誘し、地区金庫の方も管理、経営上の問題から地域金庫に預金の管理を委託するという關係がみられるに至つていたことも事実であり、いづれにしろ、自己資金、預金にみられる以上のような状況と關係は、地区金庫には、自由に運用できる形で手持資金がほとんど置かれていなかった当時の実体を反映するものであろう。同時に、また、法制的には同じ金融機能を約束されながら、第一次大戦前に国の前貸金の配分の仲介機關として制度の定着化に主導的役割を果たした地域金庫が、その後の信用業務の多様化と發展に伴い、事実上、その中心機關となつてゆく過程を示唆するものと思われる。

第6表 地区金庫・地域金庫の預金残高 (1934年)

(単位: フラン)

加盟地区金庫の預金残高合計が10万フランを越える 地域金庫		当該地域金庫の 預 金 残 高
地 域 金 庫 名	預金残高合計	
エ ー ス	24,689,486	26,217,155
ブルボネーゼ	5,690,288	18,138,174
アリエージュ	388*	7,411,928
オ ー ブ	378,673	1,702,150
シャラント・アンフェリウール	101,332	18,255,758
コート・デュ・ノール	118,727	1,797,561
ド ロ ー ム	4,774,579	13,120,933
ウ ー ル	13,092,510	17,447,988
フィニステール	18,728,206	19,030,098
トゥールーズ	153,402	12,114,262
アンドレ・ロワール	22,980,241	29,803,264
ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ	21,849,867	4,931,232
ロワレ・シエル	185,945,955	185,945,955
フオレジエンヌ	6,241,348	5,260,340
オート・ロワール	359,441	1,043,821
ロ ワ レ	29,814,491	32,232,568
メーネ・ロワール	3,451,884	3,451,884
エスト (ナンシー)	3,745,754	6,713,283
モ ゼ ー ル	14,496,414	13,167,274
ニ ャ ー ブ ル	30,031,959	30,031,960
ロ ー ス	5,967,348	5,967,349
イル・ド・フランス	718,614	30,688,906
ブ リ	9,315,415	13,509,808
ドゥ・セーブル	603,798	6,885,659
タ ル ン	330,133	3,438,546
アヴィニヨン	7,310,554	104,125,580
ヴァンデー	404,462	2,851,219
ヴィエンヌ	264,689	6,655,304
エスト (エピナル)	2,270,548	1,134,337

注. * 印のアリエージュ県の数字は原表のまま、印刷ミスと思われる。

出所: 第4表と同じ。

第一次大戦前の段階では、地域金庫に対する国の前貸金の急速な増大にもかかわらず、フランス銀行からの国庫納付金に基づく貸付原資にはなお余裕があったが、しかし、先述した政策金融の多様化と二九年恐慌の影響下での資金需要の増大に伴い、国の原資の不足が問題化するようになった。そのため、一九二八年（中期）、一九二九年（長期）、一九三一年（中期）、一九三二年（中期、長期）には、一般会計予算から総額二〇億旧フランの原資の補給措置が講じられ、その資金は国が預金供託金庫から借り入れ、地域金庫に低利で転貸し国が利子補給をするという方法がとられた。

こうした国の財政的支援の強化と国家資金への依存の増大により（前掲第4表参照）、「政府系」農業信用制度は両大戦間期を通じて、国家資金に基づく政策金融機関としての性格をいつそう強めてゆくことになるのであるが、しかし、この時期に関して同時にみて置く必要があるのは次の点であろう。

それは、すでにみたように、第一次大戦前の段階では、短期貸付もそのほとんどを国家資金に依存するという状態にあった。しかし一九三四年には、地域金庫全体の短期貸付のおよそ三〇％が国の前貸金による貸付であり、少なくとも地域金庫全体としては、自己資金と預金のそれなりの増大に伴い、漸次、短期信用の原資を自賄い化できる状態に達しつつあったとみられることである。⁽¹⁰⁾また、中期貸付においても、その資金需要の増大にもかかわらず、生産過剰を刺激するという懸念から一般会計予算からの原資の新規供給が抑制され、また、一九二八年から三二年の間に逐次補給された資金の償還が一九三四年から義務づけられたことから、自己資金による中期貸付を行う地域金庫も、ごく一部ではあるが現われるに至っていた。

なおこの点と関連して、一九三八年六月一七日のデクレは、地域金庫の自己資金（資本、留保金、定期預金）に

基づく流動化可能な中期貸付を認可するようになる。

(4) 全国金庫、地域金庫、地区金庫の関係

一九二〇年の法律が全国金庫にあたえた地域金庫に対する監督権限は抽象的な規定にとどまっていた。しかし、その後の国の政策的要請に基づく政策金融と資金援助の増大は、同時に国の全国金庫を媒介とする農業信用に対する規制をいっそう拡大し細目化する方向に作用し、全国金庫、地域金庫、地区金庫相互の現行諸関係の起源となった諸措置として逐次具体化されていった。以下、そうした主要な措置をあげて置こう。

(a) 一九二九年四月四日のデクレによる関連措置

① 「政府系」地域金庫に加盟しない「地区金庫」に対する国の前貸金の供与並びに一切の営業取引が禁止された。また、地区金庫の地域金庫への加盟、地域金庫の支配人の任命には全国金庫理事会の承認を要することとなった。

全国金庫の地域金庫に対する介入の強化によって、国家資金の援助を受ける「政府系」農業信用金庫の系列化をはかったこのような措置は、一九世紀末以来、国の援助の外でそれなりに発展してきた「デュラン」系を母体とする「自由系」グループに対する「政府系」グループの系統組織を明確に区分し、以後、フランスの農業信用制度は名実共に「政府系」と「自由系」に二分されることになるのである。

② 一九二〇年の法律（第三五条）は、全国金庫が地域金庫から預金を受け入れその管理を行うことができるとしていたが、一九二九年の措置は、地域金庫に対して自己の承認貸付（短期貸付、後に中期貸付の一部も含む）に運用した預金の残額を全国金庫（あるいは国庫並びにフランス銀行）に預け入れることを義務づけ、全国金

庫はその受入れ資金を主として短期貸付のための地域金庫に対する前貸金並びに手形再割に運用し、附随的に国債、公債（県、市町村自治体）の購入に当てるものとされた。

地域金庫の余裕金を中央金融機関に集中し、系統組織内部での資金の相互補償と運用機構の確立をはかった以上の措置に加えて、要求払い預金に支払われる利子率の上限を行政当局（財務、農業両省）の承認を得て決定できる権限が全国金庫に認められた。

なお、この点と関連して、一般会計予算に基づく原資の補給が行われるようになった段階から、財務当局も制度の運営に対する関心を強め、農業省だけでなく財務省の監察下に置かれるようになった。

(b) 一九三五年九月二八日、一〇月三〇日の法令による関連措置

③ 地域金庫の支配人に続いて、地域金庫の執行機関である理事会の理事長、副理事長の選任についても、同様に全国金庫の承認を要することとなり、また、地域金庫の総会開催日の一カ月前に年次業務報告と決算書を全国金庫に提出することが義務づけられた。

④ 「政府系」地域金庫以外の国の支援を受けていない地域金庫が「農業相互信用金庫」(Caisse de crédit agricole mutuel) という名称を用いることが禁止された。

⑤ 地域金庫相互の共同保証基金が創設され、同基金への加入が地域金庫に義務づけられた。

(c) 一九三七年八月三十一日の法令による関連措置

⑥ 地区金庫は、受け入れた預金を加盟地域金庫にそのまま預け入れることを義務づけられた。現実にも、地区金庫が預金管理を地域金庫に委託するという関係が広がりつつあったことについては、先にも触れた通りであ

るが、一九三七年の措置により、このような関係が地区金庫全体に拡大され制度化されることとなった。

このような措置がとられた目的は、系統組織内部における短期貸付のための資金運用の効率化を地域金庫を中心にはかることにあったとみられるが、他面では、多くの零細規模地区金庫が、専門的知識をもつ要員確保の困難等、多様化する信用業務の発展に自力で対応し切れなくなりつつあった当時の実態を物語るものでもあろう。ともあれ、このような措置によって、地区金庫は、調達した資金を自ら運用し金融機関として存立し適応してゆく条件を制度的にも制限されてゆくことになるのであり、今日、一般化するに至っている地区金庫の貸付審査機関としての存在態様も、第二次大戦前におけるこのような措置を起点とする歴史的な変容過程の戦後における一帰結とみられるのであるが、この点についてはさらに後述する。

⑦ なお、以上の諸措置と共に、全国金庫が地域金庫に対してもつに至っていたのと同様の監督権が、地域金庫の地区金庫に対する関係にも適用された。

(d) 一九三八年六月一七日のデクレによる関連措置

⑧ 地区金庫並びに地域金庫の預金（二年以下の定期預金を含む）を短期貸付以外に運用することが禁止され、これを遵守しない場合は全国金庫からの前貸金の新規供給を停止する措置がとられる一方、それまで認められていなかった地域金庫の自己資金（資本、留保金、二年以上の定期預金）に基づく中期貸付が新たに認められた。両大戦間期に具体化された以上の一連の諸措置は、一九三九年に第二次大戦が開始され、フランスのドイツ降伏後に成立する「ヴィシー政府」下の一九四〇年四月二十九日のデクレに集大成された。そしてさらに、一九四二年の中期債券（bons）の常時発行、一九五〇年の長期債券（emprunts）の定期発行の認可により、現行の「政府系」制

度の基本的な枠組みと機構が整備、確立されるのである。

(三) 小 括

最後に、以上を通じてみられる両大戦間期の主要な特徴を要約して置こう。

(一) 第一次大戦後の農業再建の要請と対応して行われた一九二〇年の制度改正は、制度の土台として創設された「二段階制」の信用協同組合組織の上に、中央金融機関としての全国金庫を行政機関から分離した公的営造物に公共機関の形で設立すると共に、中期貸付の新設によって、今日に至る制度と貸付体系の基礎を置いた画期的改正であった。そして、一九二〇年代後半から激化した主要農産物（小麦、ブドウ）の生産過剰化と二九年大恐慌の影響による農業・農村の諸困難の増大は、農業政策の手段としての農業信用の役割をいっそう重要化し、中長期の政策金融の多様化と拡大、さらに一九三〇年代に入ってから、農産物市場支持政策の具体化と結合した短期貸付の新たな展開によって、農業信用全体の発展をもたらすのである。

(二) とりわけ両大戦間期における政策金融の多様化とその量的増大は、制度全体の貸付体系の整備と信用業務並びに会員範囲の拡大をもたらすと同時に、国の規制と介入の強化をもたらし、全国金庫、地域金庫、地区金庫の信用業務上の諸関係と共に上下の監督関係における系列化を通じて、国家の支援を独占する「政府系」農業信用制度としての機構の編成を促進することとなった。そして、このような過程での貸付原資としての国家資金の役割のいっそうの増大は、第一次大戦前の段階に引き続き、国家資金の貸付・配分機関あるいは政策金融機関としての制度全体の性格をいっそう強める結果となるのである。

しかし同時にまた、第一次大戦前の段階と異なる両大戦間期の特徴として看過できないのは、地域金庫を中心とする信用協同組合レベルでの自己資金・預金の増大に伴い、「中期信用の一部を含め」短期信用における原資の自賄ひ化が漸次達成され、自己資金に基づく組合金融の確立もそれなりに進んだことであり、このような発展を基礎に、全国金庫を頂点とする系統組織の内部で、政策金融Ⅱ中長期貸付Ⅱ国家資金、「中期信用の一部を含め」短期貸付Ⅱ組合金融Ⅱ自己資金という二つのサブ・システムが包摂された機構が確立されるようになるのである。この点は、短期を含め貸付原資のほとんどすべてを国家資金に依存していた第一次大戦前の「原型」からの発展であり、こうして両大戦間期に確立された制度と機構が、第二次大戦後に引き継がれてゆくのである。

Ⅲ さらに、以上のような制度全体の系統化と内部機構の確立と関連して、注目されるのは、制度の土台である信用協同組合レベルでの変化である。

度々、述べたように、地区金庫と地域金庫は、少なくとも法制上は、それぞれ同等の金融機関としての発展を約束されていた。しかし、両大戦間期における政策金融を中心とした農業信用の発展は、系統化された制度の中での地域金庫の金融上の地位と役割を増大させ、地域金庫への信用業務の集中化と金融機関としての発展をいっそう促進することとなった。しかも、地区金庫が受け入れた預金の管理を地域金庫に委託することを義務づけた一九三七年の措置は、現実にも地区金庫の経営上の諸困難からこのような関係が発生し、漸次拡大されつつあったとみられるとはいえ、地区金庫の金融上の地位を低下させ、地区金庫が独自の金融機関として存立し発展してゆく可能性を制度的にも否定するものであった、といえよう。

このような両者の関係のもとで、信連としての地域金庫は、先述した二つのサブ・システムへの信用業務の結節

環として制度全体の中に位置づけられると共に、短期信用を主体とする協同組合金融レベルの中心機関としての地位と役割を担ってゆくのである。

制度全体の中での地域金庫と地区金庫との関係におけるこのような変化の始まりが、さらに第二次大戦後の過程でどのような帰結をもたらすようになるかは、後に見るであろう。

注(一) André Gueslin, *op. cit.*, pp. 268-271.

(2) *établissement public* とは、元来行政庁の所管業務の一部を請け負わせる施設を意味していたが、後には公共団体により運営される事業の管理方式のひとつとなり、さらに今日では、もっぱら民間の商慣習と政府機関としての取締規則に従って運営されるひとつの企業形態を意味している(以上、『ヨーロッパの農業金融』、海外農業生産性視察報告八三)。なお農業法典では、全国金庫は「金融上の自治権をもつ公的営造物」(*établissement public possédant l'autonomie financière*)として規定されているが、公的営造物には行政的法人と商工的法人の二種類があり、全国金庫はつく最近までは行政的法人として扱われていた。

(3) 全国金庫の運営管理方式は、その後今日まで基本的に変化していない。詳しくは『ヨーロッパの農業金融』(海外農業生産性視察報告八三)を参照。

(4) FNCA, *Guide de l'Administration du Crédit Agricole*, 1976, p. 23.

(5) François Bourdin, *Le Crédit Agricole et la Crise*, 1937, pp. 18-21.

(6) Madeleine Dégon, *Le Crédit Agricole*, 1939, pp. 228-230.

(7) *ibid.*, pp. 233-234.

(8) FNCA, *Guide (op. cit.)*, p. 23.

(9) Madeleine Dégon, *op. cit.*, pp. 234-235.

(10) *ibid.*, p. 238.

四、第二次大戦後の金融機関としての発展

第二次大戦の終了により、フランスの政治体制は第三共和制から第四共和制に移行するが、戦争による被害とドイツの占領そして植民地のそう失は、フランス経済に深刻な打撃をあたえ、戦後の経済復興をきわめて困難なものとした。こうした中で、一九四五年には、重要産業部門（石炭、ガス、電力、自動車、銀行および保険等）に対する国有化が断行されると共に、アメリカのマーシャル援助を梃子に基礎産業部門の急速な再建をはかるための「近代化設備計画」（一九四七～五三年）が策定され、漸く経済再建が軌道に乗っていった。多大の潜在生産力をもつフランス農業については増産の奨励と共に機械化を中心とする「近代化」の課題が提起される中で、経済再建期と引き続く拡大期を通じる急速な発展が進み、早くも五〇年代末には主要農産物の「過剰」化が顕在化するようになるのであるが、E C（欧州共同体）農業共同市場の形成は、フランスにとって農産物輸出拡大の好機とされ、輸出振興と輸出競争力の強化、高生産性農業への転換が農政の新しい課題となっていた。

そのため、ドゴール第五共和制下の一九六〇年には周知の「農業の方向づけに関する法律」が成立し、農業構造政策の展開による農業「近代化」が一貫して追求されるようになるのであるが、第二次大戦後におけるフランス農業自体の発展と「近代化」の推進は、農業投資の必要と資金需要の不断の増大と共に農業信用全体の飛躍的な発展を促す主要な契機となった。

以下では、一九六七年、七一年の制度改正と最近に至る変容につながる戦後過程の主要な動向を中心にみてゆくことにしよう。

(一) 農業信用の発展

(1) 貸付の動向

戦後における農業信用の発展が開始されるのは、「近代化設備計画」に基づく農業投資計画が策定され、実施に移された一九四八年からであった。この農業投資計画は、動植物生産の生産手段、土地改良と農村建物、農村公共施設、農産物の調製・加工の分野における中長期貸付と補助金の交付という形で行われたが、その後も各「経済計画」期と対応して策定され、このような「農業投資計画」に基づく国家資金の配分が、戦後農政における重点施策推進の手段となつてゆくのである。

まず、一九五〇年から六一年までの期間について貸付残高全体の推移をみると、一九五〇年の一一六七百万フランから六一年には五七八五百万フランへ五倍の伸びを示すが、貸付の種類別では、一九四五年に全体の五六%であった短期貸付残高の割合は、一九五〇年の六八%をピークとして減少に転ずる一方、その後は一貫して中長期貸付の比重が増大し、一九六一年には六七%に達している。その要因は、機械化を中心とする経営装備、生産施設関連の中期貸付の伸びと比重の増大であり、さらに第7表により明らかのように、この点が今日に至る戦後の一貫した特徴となつてることが確認される。

(2) 資金面の動向

資金面の動向と関連してまず指摘して置く必要があるのは、一八九七年以来、毎年、フランス銀行から国に納入され農業信用に対する国からの貸付原資となつてきた納付金が、一九四五年のフランス銀行の国有化によつて停止されるようになったことであり、この措置以降、無利子の事実上の贈与金として扱われてきたこの種の原資の増加

第7表 制度全体の貸付残高の推移 (1960~76年)

(単位: 10億フラン, %)

	1960		1965		1970		1976	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
短期	4	33	8.1	26	14	21	37	23
中期 ¹⁾	4.7	39	15.2	50	37.4	57	102	62
長期 ²⁾	3.3	28	6.4	21	12.3	19	24.7	15
合計	12	100	29.7	100	63.7	100	163.7	100

注: 1) 貸付期間3~15年 (流動化可能な貸付+全国金庫からの前貸金による貸付).

2) 貸付期間15~30年.

出所: Gérard Decourselle, *Crédit Agricole, Banque ou Institution?*, 1978より引用.

はストップする。さらに、一九五〇年以降は、一九二八年以来、その時々に応じて補給されてきた予算措置による原資の新規供給も停止され、国家資金の新規供給は、一九四八年に設置され財務省が管理する「近代化設備全国基金」(一九五五年からは「社会経済開発基金」に改組)を通じて行われるようになったことである。この「基金」の大半は、一九五五年までは、アメリカのマーシャル援助に基づく見返り資金が充当され、先述した農業投資計画に基づく事業目的に対して、中期(個人、団体)・長期(団体)貸付として行われ、すべての貸付について全国金庫の事前の承認が必要とされた。

第8表は、戦前から戦後にかけての中長期貸付のための資金の種類とその推移を示したものであるが、戦後の新しい資金調達手段として登場するのが債券の発行である。

債券の発行については、法制上は制度創設以来、つねに認められてはいたが、実際に、財務省と全国金庫との協約に基づき、国の保証を受けた中期債券(償還五年もの、後に三年ものと二種類)の常時発行が開始されたのは、先述したようにヴィシー政府下の一九四二年からであり、さらに一九五〇年からは、同様の協約に基づき、より長期の資金を賄う

第8表 中長期貸付のための資金の種類とその推移 (1930~53年)

(単位: 1,000フラン)

各 年 12月末	フランスの銀行から 付金に基づく 贈与金(1)	予算及び「基金」に 基づく国債の 前貸金(残高)	債券による 調達資金(残高)	フランス銀行の 再割(中期)	全国金庫への 定期預金	(1)以外の 資金の合計
1930	1,100	595	-	-	-	-
1934	1,351	1,047	-	-	-	-
1938	1,726	880	-	-	-	-
1950	2,143	55,989	10,629	2,500	7,696	76,814
1951	2,143	85,667	13,639	12,007	8,718	120,031
1952	2,143	104,513	17,416	26,500	9,590	158,019
1953	2,143	131,833	24,938	26,500	12,955	196,226

出所: Pierre Flavigny, *Traité sur Le Crédit Agricole Mutuelle*, 1954 より引用。

ための長期債券(償還七年、一一年、一五年)の定期発行(年二回)が開始された。

債券の発行と償還に要する費用は国庫により負担され、調達された資金は全国金庫にすべて集中された後、後述する一九六七年度の改正までは、国庫の特別会計に入れられその管理下に置かれていた。そして全国金庫が引き出せる資金量の限度額は、財務、農業両省の共同省令で定められ、一九六七年までは七〇%までとされていた。なお、長期債券は一九六三年から証券取引所への上場が認可されるが、戦後から今日に至る調達資金の編成とその推移を示した第一図と第9表に明らかのように、債券の発行は、従来の国家資金に代わって、戦後に増大化する中長期貸付を賄う有力な資金源となつてゆくのである。

預金もまた、戦後は急速な伸びを示すが、その主流は要求払い預金(小切手勘定、当座預金)である。預金の中の定期性預金の比重が増大してゆくのは、通帳預金(*compte sur livret*)、住宅積立貯金(*épargne-logement*)等の新発ものの扱いが開始された六〇年代後半からである。先述したように、戦前一九三八年の措置以来、

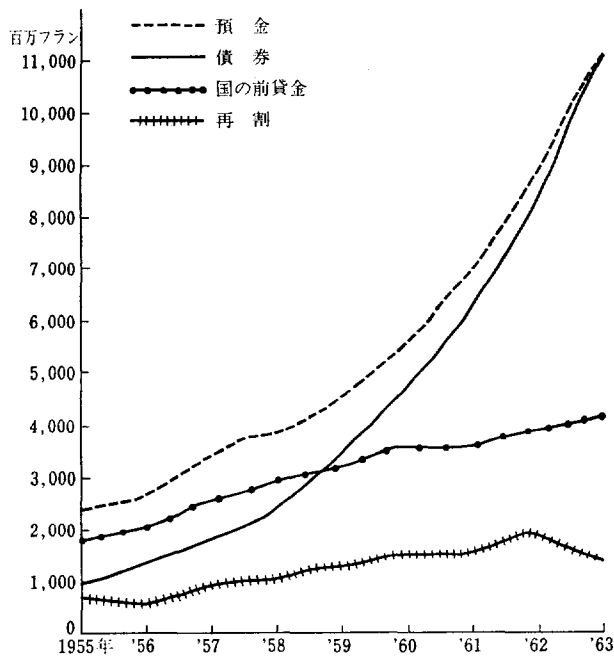
第9表 資金調達構造の推移（1960～76年）

（単位：10億フラン，％）

	1960		1965		1970		1976	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
当座預金	5.1	52.5	14.1	46.1	23.6	32.8	64.1	30.8
定期預金	0.2	1.7	0.5	1.6	1.3	1.8	5.4	2.6
通帳預金 (1965年より)	-	-	-	-	5.3	7.4	28.7	13.8
住宅積立貯金 (1968年より)	-	-	-	-	0.6	0.8	21.9	10.5
中期債	1.9	20.5	8.9	28.0	25.0	34.0	54.5	26.2
長期債	2.4	25.3	7.5	24.3	16.1	22.4	33.7	16.1
合計	9.6	100.0	31.0	100.0	71.9	100.0	208.3	100.0

出所：第7表と同じ。

第1図 資金の種類別の量的推移



出所：『全国金庫業務報告』（1960年）。

要求払い預金と二年以下の定期預金は、短期貸付以外に運用できないことが義務づけられるに至っており、戦後における要求払い預金の伸びと増大は、両大戦間期に続く系統組織内部での短期信用Ⅱ組合金融の発展を反映するものである。

さらに、第二図は、戦後の過程における国家資金のそれを上回る債券、預金による資金調達の急速な増大によって、資金全体の中で、つねに重要な要素となってきた国家資金（国からの贈与金、予算措置に基づく前貸金の外、国有化されたフランス銀行での再割を含む）の比重と役割が低下していった推移を示している。因に、資金全体の中での国家資金の割合は一九五六年に三八・七％、一九六四年にはすでに一六・八％（さらに一九七七年には三％）に低下するに至っている。

(3) 制度上の関連措置

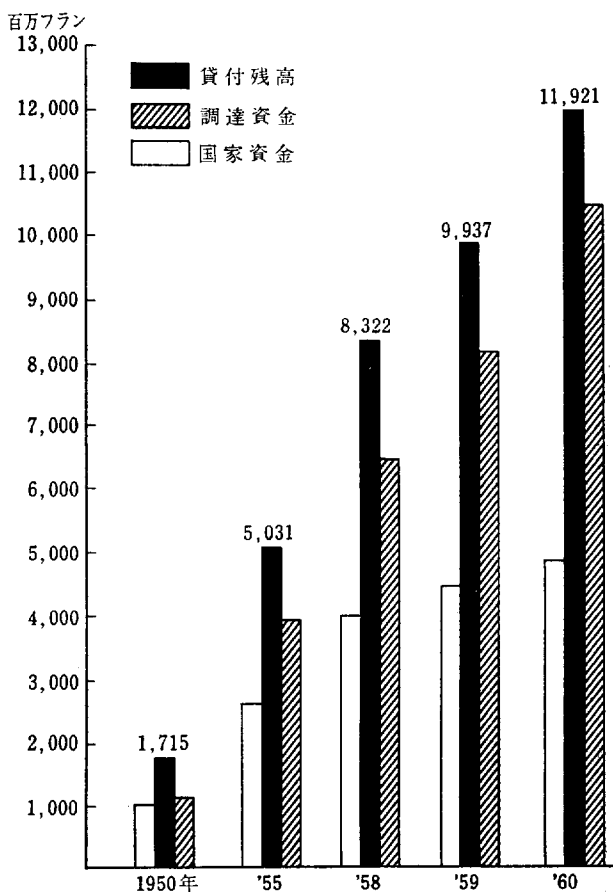
一九二〇年の制度改正以降は、後述する一九六七年、七一年まで画期的な改正は行われていないが、両大戦間期に続いてこれら二つの制度改正までに行われた重要と思われるいくつかの措置をあげて置こう。

(a) 一九五三年九月三〇日のデクレは、全国金庫の金融機関としての性格をいっそう明確化し、金庫のすべての業務を商業上、銀行上の慣行に従って行いうる資格と共に、地方自治体に対する全国金庫の直接貸付を認めた。また一九五五年には、全国金庫の理事会が七名から九名（さらに現在は一名）に増員され、地域金庫の代表二名が追加選任されるようになった。

(b) 戦前一九三五年に設置され、全国金庫が管理している地域金庫相互の共同保証基金は、預金のみを保証に限られていたが、一九五五年五月二〇日、五六年十一月六日のデクレにより、団体貸付契約の一部への保証の拡大、

(c) 担保提供、基金への農業協同組合等借入団体からの拠出等、一連の強化措置が講じられた。
 一九五三年から五九年にかけては、従来、特別の法規によりその都度別個に扱われてきていた政策金融関連の貸付を貸付体系の中に編入すると共に、会員範囲と業務の新たな拡大が行われた。例えば、農村電化、農村施設、

第2図 貸付残高・公共資金・調達資金の推移
 (1950~60年)



出所：『全国金庫業務報告』（1960年）。

食肉市場の整備を目的とするそれぞれの貸付に關して、従来の借入れ資格制限と限度額が廃止され、金庫の會員であるすべての団体に貸付が認可された、法人としての共同經營とその經營者並びに被傭者個人、県、農業教育、研究関連機關、農業共済組合金庫等の団体への會員資格が認められた、青年農業者および農村職人の定着を援助するための特別貸付の補強、農業災害補償のための特別貸付の拡充、さらに一九五九年には、農村コミュニンに主要家屋をもつ所有者への會員資格と住宅貸付の認可が行われた、等々。

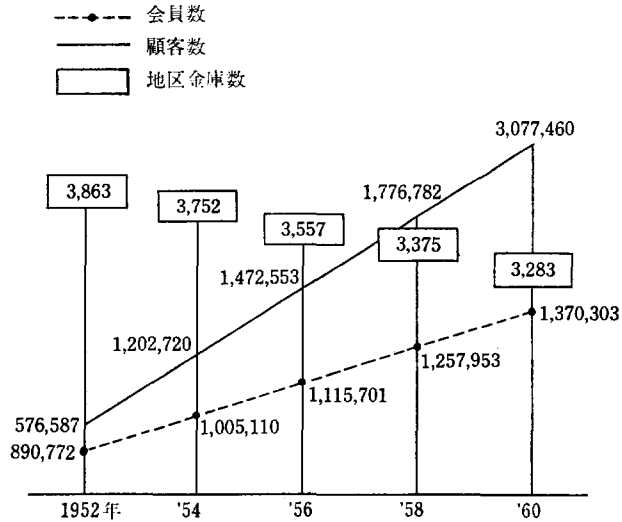
以上について重要なことは、両大戰間期に続くこのような一連の諸措置を通じて、制度全体の一般金融機關化と地域金融機關化が、徐々に進展しつゝあったということであるが、このような転換が全面的に促進される契機となつた一九六七年、七一年の制度改正の内容に入る前に、ここで、戦後の資金調達活動の展開と関連する地域金庫、地区金庫の信用組合組織レベルでの対応とそれに伴う変容についてみて置きたい。

(二) 信用組合組織レベルでの対応と変容

すでにみた第二次大戰後における原資の自賄ひ化の進展が、国の財政・金融政策や外の金融機關との競争等、いろいろな要因によつて促進されたものであることはいうまでもないが、しかしそれはまた、戦後の資金需要の飛躍的増大と対応して推進された制度自体の側での資金調達活動の結果であり、しかもここで重要なことは、このような資金調達活動の原動力となつたのは、制度の土台である信用組合組織とその運動であつたということである。

そこでまず、単協としての地区金庫の推移からみてみよう。地区金庫の数が最高の六〇〇〇を数えたのは両大戰間期の一九三〇年前後であるが、戦後の一九五二年から六〇〇年の期間には第三図のような減少を辿り、さらに最近

第3図 地区金庫・会員・顧客数の推移 (1952~60年)



出所：『全国金庫業務報告』(1960年)。

を進める監督権が地域金庫に認められ、地区金庫の再編が促進されるようになっていたが、一九三〇年代以降の地区金庫の数の減少のかんりの部分は、このような集中合併に伴うものと考えられる。

そして一部では、合併により規模を拡大した地区金庫に店舗を整備させる指導も行われたようであるが、しかし、

の一九七七年には二九七七金庫に減少し、最高時からほぼ半減するに至っている。両大戦間期から今日に至る地区金庫の数のこのような減少と関連して重要と考えられるのは、それが同時に地区金庫の存在態様の変化と明らかにあい関連していることである。

制度が創設された第一次大戦前から、地区金庫のなかには、地域金庫の設立とその基盤を強化し国家資金の配分を受ける名目だけのものがかなり含まれていたし、さらにその数が増加した両大戦間期に入ってから、経営規模の零細性や専門要員確保の困難等から、信用業務の増大と多様化に適応し切れない地区金庫が増えていたとみられることについては、すでに述べた通りである。事実、こうした実情を反映して、戦前一

九三五年には、極度に分散化した地区金庫の集中合併

多くの場合は、地区金庫は窓口業務を廃止し、貸付審査以外の業務を地域金庫に委任するという形で、地域金庫への業務の集中と系列化が進められた。

一九三八年に地区金庫の受入れ預金の地域金庫への預け入れを義務づけた措置は、明らかに以上のような関係を徐々に拡大する効果をもったと考えられるが、しかし第二次大戦前にはなお、このような転換が全面化するに至っていないことは明らかであり、戦後の財政事情と農業「近代化」の要請に伴い、制度自体で資金調達活動の強化と拡大を迫られるようになる第二次大戦後から特に最近に至る過程で、全面的に拡大され一般化されてゆくのである。

一九四五年に地域金庫の全国指導連として農業信用全国連合会 (Fédération Nationale de Crédit Agricole = FNCA) が設立されるが、FNCAは、信用組合レベルの資金調達活動を推進するため、全国金庫の支援を受けて要員確保とその教育に着手すると共に、地域金庫の附属店舗の開設とそれを軸とした地区金庫の再編合併を全国的に統一して推進する方針をうち出すようになる。

このような運動の結果として、一九五二年に実施された全国金庫のアンケートによると、地域金庫の常設店舗四二二、臨時店舗(週五日以下)六九八が開設されるに至っており、さらに調査の対象となった地区金庫二一六七(一九五二年の総数は三八六三)のうち、なおなんらかの金庫業務を行っているもの八八八に対し、貸付審査のものの一三〇八という状況がすでに確認されている。

問題は、このような地域金庫の店舗の開設に伴う地区金庫のあり方の変化である。実態的には、地域金庫の常設店舗は、通常、地区金庫と同じ場所に、あるいは地区金庫の本拠が移されるという形で開設され、両者が同じ建物に同居しているため、しばしば混同されている。しかし、地域金庫の店舗は、地域金庫に雇用される店舗長と職員

第10表 地域金庫の店舗数の推移

	常設店舗	臨時店舗	計
1967	2,259	4,889	7,148
1968	2,435	5,090	7,525
1969	2,573	5,246	7,819
1970	2,703	5,206	7,909
1971	2,875	5,204	8,079
1972	3,217	5,476	8,693
1973	3,506	5,337	8,843
1974	4,063	5,873	9,936
1975	4,228	5,451	9,679
1976	4,471	5,323	9,794

出所：Le Réseau du Crédit Agricole
(全国金庫資料)。

によって運営、管理されている附属の営業機関であり、農業信用関係法律で法制上の独自の地位が明白に規定されている地区金庫とは別個の機関であることを明確にして置く必要がある。そして、制度の末端での信用業務を担当しているのは、これらの地域金庫の附属店舗であり、店舗長は地区金庫の理事会の承認を得てその書記を兼務し、単協としての地区金庫との相互の連携がはかられている関係が一般であるが、こうした関係の中で地区金庫の機能は末端での貸付審査のみとなるに至っている。

第10表は、地域金庫の常設店舗の開設がその後六〇年代に入ってから加速化し、今日まで地区金庫の数を上回る増設が続いていることを示しているが、戦後に開始された地域金庫の店舗網の拡大は、地区金庫の以上のようなあり方への全面的な転換とその再編過程として推進され、今日、単協の地区金庫は、地域金庫の信用業務の一環としての貸付審査機関として、金融機能的には、一八九四年法の規定に基づく「金庫」とは全く異なる存在に転化するに至っていることが確認される。

こうして一般化するに至っている地区金庫の今日における変容と関連して、ここで次の点を明確にして置く必要がある。それは、これまで述べてきたように、今日のフランスの制度が、法制上独自の地位をもつ三つの機関——全国金庫、地域金庫、地区金庫——からなるという意味で「三段階制」であるということは誤りではないが、金融機関あるいは金融機能上の関連においては、今日の実態を正確に反映しているとはいえないことである。なぜ

ならば、全国金庫を中央機関とする「三段階制」への画期となった一九二〇年の制度改革以降の系統金融機関化と戦後に続く再編過程において、制度の土台をなしてきた地区金庫、地域金庫の「二段階制」の信用組合組織は、地域金庫への信用業務の集中化と系列化、それに伴う地区金庫の貸付審査機関への全面的な転換により、明らかに「一段階制」化し、制度全体としては中央金融機関としての全国金庫と信連としての地域金庫との「二段階制」に転化するに至っているとみられるからであるが、この点については、まず一九六七年と七一年に行われた制度改革の内容をみた上で、今日の制度全体の機構の中で各金庫が果たしている機能に即して再述することにしよう。

(三) 二つの制度改革

(1) 一九六七年の改正

まず一九六七年の改正に含まれるいくつかの関連措置のうち、歴史的に見て最も重要な措置としては、制度創設以来、つねに貸付原資の主要な要素となってきた各種の国家資金の新規供給が打ち切られたこと、そして、この年以降、国からの財政援助は、金庫自らが市中金利を前提として調達する貸付原資の一部の低利化をはかるための利子補給の形態に限られるようになったことである。と同時に、従来、国庫の管理下にあった債券発行等による調達資金の全国金庫への全面移管、金融市場において一般金融機関並みに活動する上に必要な諸機能が認められる一方、一般金融機関に準ずる預金準備制度、金融引締め時の高率貸出規制制度の適用と共に税制上の優遇措置の一部が廃止されることとなった。

こうした一連の諸措置からも明らかのように、一九六七年の改正は、中央金融機関としての全国金庫の「金融上

の自律性」(autonomie financière)を強化することを軸に、制度全体の一般金融機関化の促進をはかったものであったが、さらにこのような改正が行われた背景として、次のような財政・金融政策との関連を指摘して置く必要がある。

周知のように、六〇年代から七〇年代にかけては、EC(欧州共同体)の形成が現実に進展するという新しい国際環境のもとで、フランス経済の持続的、安定的拡大と国際競争力のいっそうの強化が基本目標とされ、そのために要請される生産的投資をいかに実現するかが重要な課題となった時期であった。そのため第五次経済社会発展計画(一九六六―七〇年)では、消費抑制と貯蓄増強の必要が提起されると共に、すでに「経済安定化計画」(一九六三年)以来、国家財政の基調となっていた予算、財政援助の引締め政策と対応し、生産と企業規模の拡大と共に量的増大が予測される中長期資金需要をいかに充足するか、そのために流動性預貯金の調達をいかに拡大し、安定的な中長期資金に転換(transformation)するか、そしてこのような要請に銀行制度そのものをいかに適応させ、また銀行業自体の国際競争力を強化するかが、金融政策にとっての緊要な問題として提起された。こうして、一九六六年末に、大戦直後の一九四五年に制定された銀行法の改正が行われるのであるが、この改正は、戦後のフランス銀行制度のベースとなってきた長短金融分離原則を緩和し、そのもとで分断、専門化されてきた預金・事業銀行相互の乗り入れ(預金銀行に対する期限二年以上の預金受け入れ、一般企業への資本、経営参加)を認めると共に、銀行経営の健全化、中小銀行の整理統合を促進するための最低資本金の引き上げ、さらに一九六七年にかけては、金融機関相互の競争条件を平準化し競争を促進するための貸出、預金両面の金利規制の緩和、店舗開設の自由化等、一連の金融「自由化」措置を実施したものであった。

以上の「金融改革」(réforme financière)は、店舗開設と預金獲得競争、事業体数の減少と集中統合化、地方銀行の減少、預金銀行の増加と「ユニバーサル・バンク」化、金融業務の国際化等を通じて、現実にもフランスの銀行制度の構造変化を促進する契機となったが、農業信用制度に対する一九六七年の改正は、このような銀行制度全般の改革を背景とし、その一環として行われた改正であった。

しかし同時に重要なことは、貸付原資に対する国家資金の新規供給の停止を含む一連の諸措置が実施された基礎には、すでにみたように、戦後における制度自体の側での資金調達活動の展開と原資の自賄い化による金融機関としての成長・発展の過程があったということ、そして制度自体にとって、一九六七年の改正は、このような戦後過程の一掃結をなすと同時に、他の金融機関との競争下で自力で調達した資金の管理、運用、経営をはかり、利子補給による国の援助を保持しながらも、一般金融機関と機能的に同等な金融機関としての対応を要請される新しい段階への画期をなすものであったということである。

(2) 一九七一年の改正

つづく一九七一年の改正の主要な措置は、会員資格と業務分野について、それぞれの範囲の「農村」への全面的拡大を認めたものであった。まず会員資格についていえば、制度創設以来、国の政策的要請にもとづく「農村」化が徐々に進められてきたことはすでにみてきた通りであるが、改正前まで認められてきたいわゆる「古典的」会員(sociétaires classiques)は、「農(林)業に従事する経営者ならびに被傭者個人とそれらが構成する団体(農業協同組合等)」、それに農業の利益に寄与する地方公共団体と零細規模の農村手工業者(常傭者五人以下)等、要するに会員資格の基礎となっていたのは、「農業」とその周辺の限られた「農村」部分であった。

しかし七一年の改正は、農（林）業に従事する経営者のみでなく、農（林）業資産さらには農村地域に主要家屋をもつ所有者、そして農村手工業者のすべてに範囲を拡大すると共に、農村地域にセカンドハウスを所有する者、農村在住の賃金生活者と定年退職者、自由業者の一部（獣医、測量士、農村で医薬の業に従う者）等にも会員資格を認め、事実上、農業者と農村地域に在住するほとんどすべての者と関連団体に会員資格が認められた。

また、会員資格の拡大と対応して業務面では、例えば、従来は農（林）業経営者個人への貸付を原則としていた土地融資の法人、農（林）業資産並びに主要家屋の所有者への拡大、農村手工業者の全部と自由業者の一部への融資の認可、消費金融の新設、さらには、農業協同組合だけでなく、アグリビジネス産業の民間企業、農村の雇用拡大に寄与する企業への融資の認可等による業務分野の拡充が行われた。そしてさらに、「農村地域」についての新しい規定が行われ、活動領域を大幅に拡大する措置がとられた⁽³⁾。

こうした諸措置からもおよそ明らかなように、一九七一年の制度改正は、フランスの制度の伝統的基盤となってきた「農業」からより広域の「農村」にその基盤を拡大し、「農業」金融機関から「農村」あるいは地域金融機関への転換をはかったものであったが、この点については、第二次大戦後における農業・農村の「近代化」の進展、特に一九六〇年「農業の方向づけに関する法律」を起点とした農業構造政策、農村整備政策のもとで促進された資金需要の拡大と多様化、伝統的基盤であった農業就業人口の減少等の一般的背景と関連して、さらに次のことを指摘して置く必要がある。

すなわち、すでにみてきたように、フランスの制度は、戦前一九二〇年の「農業信用憲章」以来、預金受け入れにおいては会員主義が適用されておらず、これが守られてきているのは貸付においてのみであり、いいかえれば、

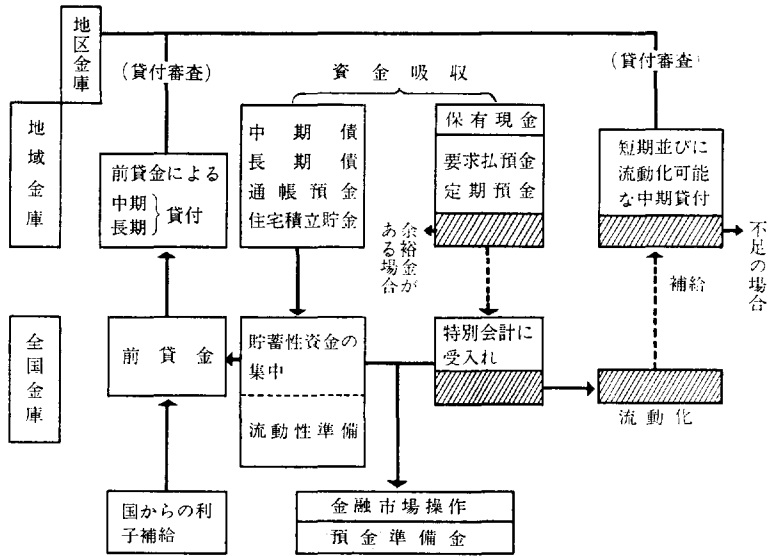
資金調達においては、制度改正前からすでに「農業」だけでなく、特に戦後に本格化した資金調達活動を通じて、「農村」をその基盤としてきていたということである。

事実、おおまかな数字であるが、借入者である会員のみでなく制度の「顧客」(clients)の構成をみると、一九六五年には「古典的」会員である農業者六六%に対し員外⁽⁴⁾の非農業者は三四%、そして改正前の一九七〇年には五〇%に対し五〇% (改正後の一九七五年には三三%に対し六七%) と員外の構成が増加し、「農村」基盤への浸透がはかられてきたことも示している。つまり、一九七一年の改正による地域金融機関への転換は、資金調達面でのこのような「農村化」の先行過程を踏まえて行われた改正であり、制度自体にとっては、資金提供者としてすでに多数を占めながら、貸付面ではその埒外に置かれてきた非農業者に会員資格つまり借り入れ資格を認めることによって、貸付、調達両面における現実と制度とのズレを解決し、将来に向けての資金調達力を拡充するという役割をもつものであったということである。

それと同時に、フランスの制度は、農業に対する「利子補給」による低利貸付 (prêts bonifiés) と共に、農業・農村を含めて、始めて全面的に中長期貸付についても市中金利並みの貸付 (prêts non bonifiés) を認められるようになるのである。⁽⁶⁾ 以上によって明らかことは、地域金融機関への転期となった一九七一年の改正は、同時にまた、一九六七年の改正を契機とする新しい段階での対応として、市中ベースでの調達、貸付両面を具備した金融機関としての実質の確立を意味していたということである。

これが、国家資金の実質的な貸付・配分機関として出発したフランスの制度の「原型」のその後一世紀近くを経た今日の到達点であるが、さらに制度全体の中での資金の流れと各金庫の機能を示した第四図に即して、二つの制

第4図 制度全体の資金の流れ



出所：Unité et diversité du Crédit Agricole (全国金庫資料)，1979 年より 1 部修正引用。

度改正を経た今日の機構の画期的性格を明らかにして置こう。

(四) 今日の機構と各金庫の機能

まず、制度全体の資金調達（債券、預金）の窓口となっているのは、先述したような信用組合組織の「一段階制」化に伴い、単協の地区金庫ではなく地域金庫とその附属店舗であることは、すでに明確にした通りである。資金の種類は、中期債券、長期債券、住宅積立貯金（一九六七年以降）、通帳預金（一九六五年以降）の貯蓄性資金と、一部の定期性預金を含む要求払い預金の五種類であるが、このうち、全国金庫の名義で発行され地域金庫にその販売業務が委託されている貯蓄性資金については、すべて全国金庫に集中される。

要求払い預金は、地域金庫の固有の資金とし

て管理されるが、余裕金がある場合は、同様に全国金庫に集中される。

全国金庫に集中化された資金の一部は、流動性準備に留保される外、一九六七年以降は、一般金融機関に準じた預金準備金制度、金融引締め時の高率貸出規制制度の適用により、フランス銀行への無利子の留保金として預託することを義務づけられており、また余裕金は金融市場（主として三カ月以下の手形と国債）で運用されるが、資金の大半は、中長期のための地域金庫に対する前貸金として再配分される。

このような資金の性質に応じた系統化と対応して、貸付は、地域金庫が全国金庫からの前貸金によって行う中長期貸付と、地域金庫の固有資金に基づく短期貸付ならびに一部（流動化可能）の中期貸付との二つのシステムに大別される。このようなシステムの骨格は、すでに一九二〇年制度改正後の過程で確立されつつあったことはすでにみた通りであるが、しかし今日では、貸付業務の窓口となっているのは、同様に地域金庫の附属店舗であつて地区金庫ではない。地区金庫の機能は、地域金庫の行う貸付業務の一環である貸付審査機能に完全に転化されている。

中長期貸付については全国金庫の事前の承認を要するが、度々述べてきたように、全国金庫が創設された一九二〇年の制度改正後、第二次大戦前までは、中長期の貸付はすべて国家資金であつた。戦後、中長期貸付の有力な資金源となつてゆく債券発行も、一九六七年の改正までは、発行ならびに償還費用を含めてすべて国庫が負担し、調達された資金は国庫に納入され、国庫の管理下に置かれていた。いいかえれば、改正前の中長期の低利貸付は、すべて国家資金と国庫による原資の管理ならびに危険負担によつて行われていたのであり、全国金庫は国庫とのパイプ役に過ぎなかつた。

しかし、制度自体の側での原資の自賄ひ化の達成を基礎に、このような関係を廃絶し、すべての資金の管理、運

用の責任を危険負担と共に全国金庫に全面移管し、国の資金援助を市中ベースでの資金調達コストと政策ベースでの貸付レートとの差に相当する国家予算からの「利子補給」に一本化したのが、一九六七年の制度改正であった。そしてさらに、一九七一年の改正は、中長期貸付においても「利子補給」による低利貸付と共に、市中金利並みの貸付を全面的に認めるようになるのである。

一方、短期貸付と中期貸付の一部は、原則として地域金庫の自己承認貸付として行われる。地域金庫の資金が不足の場合は、全国金庫により系統内部での資金の補給が行われるが、短期貸付の原資も制度創設期にはその大半が国家資金であった。しかし、その後の兩大戦間期における自己資金と預金の増加に伴い、すでに第二次大戦前には原資の自賄い化にほぼ到達し、今日では、地域金庫の固有資金に基づく組合金融として確立されている。

以上によって、次のことを再確認できよう。

その第一は、今日の「政府系」制度は、画期的な原資の自賄い化を基礎に、制度全体の資金の管理と運用に責任をもつに至った全国金庫と地域金庫との「二段階制」の系統金融機関として存立し、地区金庫はこのような系統内部の貸付審査機関に完全に転化されている。

第二にそれは、国の「利子補給」の独占により、全国金庫と地域金庫との間で確立されている中長期貸付のための政策金融ベースのシステムと、地域金庫の固有資金に基づく短期貸付のための組合金融ベースのシステムとが、統一的に複合された機構として存立し、政策金融機関として機能している。

このような内部機構を土台として、今日、フランスの「政府系」制度は、一九六〇年から七六年の期間の各種金融機関の資金調達、貸付残高の比重の推移を示した第11表、第12表からも明らかなように、フランスにおける有数

第11表 各種金融機関の資金調達の比重の推移* (1960~76年)

(単位: %)

	1960	1965	1970	1975	1976
登録銀行	36.9	36.7	38.7	41.4	40.1
庶民銀行	2.2	2.5	3.2	3.7	3
信用金庫	1.3	1.5	2.1	3.1	3
「政府系」農業金庫	6.4	10.3	13.2	15.1	15.8
貯蓄金庫	25.1	25.9	26.9	27.2	28.3
国庫一郵便局 フランス銀行	28.1	23.1	15.9	9.5	9.2

注. * は債券, 自己資金, 借入資本を除く。

出所: 第7表と同じ。

第12表 各種金融機関の貸付残高と
その割合 (1975年)

(単位: 10億フラン, %)

	貸付残高	割合
国庫一郵便局	84.87	7.8
公共金融機関	304.23	27.1
金融業者	59.11	5.3
銀行	530.67	47.3
「政府系」農業金庫	142.96	12.7

出所: 第7表と同じ。

の金融機関に成長、発展し、また、六〇年代から最近にいたる「ユニバーサル・バンク」化への対応として、全国金庫による農業関連産業への資本参加、各種子会社の設立による経営参加と融資、農産物輸出の拡大に伴う国際業務等、新しい諸業務の拡大によって、それ自身、「ユニバーサル・バンク」としての機能と組織を具備しつつあるが、紙数の関係上、その具体的な態様については別に譲ることとする。⁽⁷⁾

注(1) Jean de Cambaïre, *Le Cr  dit Agricole mutuel en France*, 1954, pp. 77-80.

77-80.

(2) 『欧米諸国の金利自由化』(金融制度問題研究会、一九七六年) Pierre Coupaye, *Les Banques Fran  aises; Bilan d'une r  forme*, 1978.

(3) 一九七一年の改正後、新たに一九七八年一月二三日の政府、全国金庫間の協約ならびに七九年五月二六日のデクレにより、次のように定められるに至っている。

㉔ 次に該当する者は、借入れ資格のみが認められる「准会員」(usagers)として扱う。

㉕ 農業関連産業の民間私企業

㉖ 新たに拡大された「農村地域」(後出参照)の中小企業

- ④ 新「農村地域」に居住する者で、七一年改正による会員資格の該当者（居住用主要建物の所有者、獣医、引退者、医薬業に従事する者等……）
- ⑤ 新「農村地域」に所在する「農村」関連団体ならびに組織
- ⑥ 新「農村地域」を次のように規定する。

	協 定 前	協 定 後
・ 居住人口六万五〇〇〇人以上の人口密集地帯の外	居住人口七五〇〇〇人以下のコミュニオン	七五〇〇〇人を一万二〇〇〇〇人に引き上げ
・ 右の地帯の内	居住人口二〇〇〇〇人以下のコミュニティ	二〇〇〇〇人を三〇〇〇〇人に引き上げ

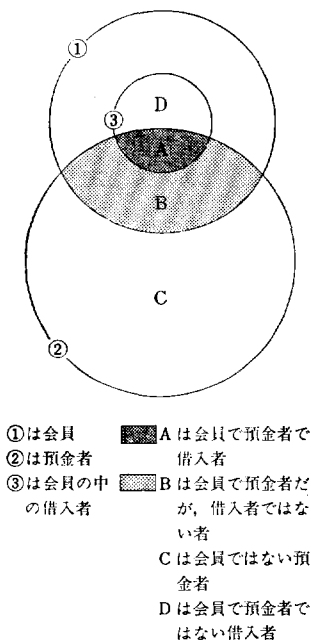
以上の措置によって「農村地域」が新たに拡大されると共に、協定前の地域では②、④、⑤に該当する者もすべて会員として認められるが、新地域では「准会員」として扱われることとなった。

- (4) 「顧客」はもちろん会員（sociétaires）と同じではない。その構成を図示すると左図のようになる。

- (5) Gérard Decourselle, *op. cit.*, p. 170.

- (6) 始めて市中金利並みの貸付が認められたのは、実際には一九六五年の土地取得融資の改正においてであり、低利貸付の限度額を越える部分に対してであった。その後も、市中金利並みの貸付は、その借入者は「古典的」会員と農村地域に居住用主要建物をもつ所有者のみを対象とし、地域金庫の自己資金に基づく短期、中期の貸付のみに限られていた。一九六七年には、中長期貸付の限度額を越える補足部分に対して、全国金庫からの前貸金に基づく貸付が認められるようになったが、しかし、全面的に拡大されたのは、会員範囲の拡大と

顧客の構成



「新会員」への貸付が認められた一九七一年の制度改正によってである。もちろん、こうした制度改正の背景には、国の財政負担の増大による利子補給の抑制化があったが、しかし制度自体の側にとっては、「顧客」へのサービスの提供により、一九六七年度の改正を画期とした新しい段階での資金調達力を強化するための対応であったといえる。

第13表は、最近に至る市中金利並み貸付の増大化を示している。

(7) 『ヨーロッパの農業金融』(海外農業生産性視察報告八三、農林水産業生産性向上会議、一九七五年)等。

五、結 び

さて、以上を通じて本稿では、フランスの農業金融の大宗をなす「政府系」制度の六〇年代後半から最近に至る変容をどう把握するかという今日的関心から、制度の「原型」として析出された国家資金の「農業」に対する貸付・配分機関から原資の自賄い化による貸付、調達両面を具備した金融機関への「自立化」、*「農村」*を基盤とする「地域」金融機関への転換を軌跡として、歴史的「原型」がどのように推転し、変容し、今日に至っているかをみてきた。

もちろん、今日に至る金融機関としての内実の変容は、フランスの

フランス農業金融制度の「原型」と変容

第13表 利子補助の有無による貸付残高の推移 (1974~76年)

(単位: 10億フラン, %)

	1974		1975		1976	
	金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	割 合
利子補助のない貸付 (A)+(B)	56.7	46	70.3	48.5	82.7	50.5
(A) 短期, 1部の中期	37.1	30	42.7	29.5	48.0	29.3
(B) 全国金庫の前貸金 による貸付	19.6	16	27.6	19.0	34.7	21.2
利子補助のある貸付 (C) 全国金庫の前貸金 による貸付	66.4	54	74.3	51.5	81.0	49.5
合 計	123.1	100	144.6	100	163.7	100

出所: 第7表と同じ。

制度が今日なお、国家援助を独占する一方、農業、財務両省の監督下にある政策金融機関としてあることから明らかなように、それ自身、つねに国の政策との密接な関連のもとに促進されてきたものであつて、今日に至る変容の必然性とその画期的な性格を全面的に明らかにするとすれば、制度と国の政策特に財政・金融政策との関連、さらにはフランスの金融構造全体とそとの地位と役割の歴史的な変化に関するより具体的な分析が必要であらう。しかしこれは、もともと本稿の能力とそとの主眼とした範囲を越える今後の課題であつて、以下では、一応、本稿での内容と関連して重要と思われる点について、フランスの農業金融をめぐる若干の問題と共に触れて結びとしたい。

その第一は、今後の課題とした財政・金融政策の問題とも関わることであるが、フランスの「政府系」制度の今日に至る変容をみるに当たつて、貯蓄金庫―預金供託金庫、郵便局―国民貯蓄金庫の系列の金融機関との歴史的な関連が改めて重要と思われることである。これらの金融機関は、歴史的に「政府系」制度に先行して創設され、フランスにおける大衆資金の吸収機関としてつねに重要な地位を占め今日に至っている公共もしくは半公共の政策金融機関であるが、具体的には、戦前一九二八年に、預金供託金庫の資金が「政府系」制度の財源に運用されるようになること、さらに戦後の過程で地域金庫を中心として展開される資金吸収活動のつねに有力な競争相手となつてきている等の事実からみても、これらの政策金融機関との歴史的な関連と競争関係ならびに財政・金融政策の中でのそれぞれの機関の位置づけ並びにその推移が明らかにされる必要があり、特にこの点は、「政府系」制度の土台である信用組合組織が金融機関としての存立の変容を迫られてゆく背景とも関連して重要と思われるということである。

しかし第二に、このような国の政策との関連と同時に、フランスの制度を問題とする視角として今後共重要と思われるのは、本稿での限られた分析からも確認されるように、土台としての協同組合金融組織とその運動が制度の存立に果たしてきている役割であろう。この点では、原資の自賄い化を達成した今後の発展方向として、国の今後の政策いかんによつては、国との関係においてよりゆるやかな、あるいはより「自立化」した制度全体の協同組合金融機関への再転換の方向と運動も、長期的には展望しうるであろう。しかし、そのような方向を含めて問題となるのは、金融機関としての性格の問題であり、具体的には、制度創設以来の使命とされてきた農業への低利貸付の問題である。

「農村」を基盤とする地域金融機関への転換を遂げた今日も、なおこの使命が維持されているのは国の「利子補給」を独占し、それによる低利貸付の対象が、一九七一年制度改正前の「農業」を主体とした「古典的」会員に制限されているからであり、いいかえれば、「農業」と「農村」が貸付において制度的に差別されているからである。もちろん、このような現状は国の政策に基づくものであるが、しかし、相互主義を原則とする協同組合金融にとつてはひとつの問題であろう。しかも、国の側の財政事情から「利子補給」が抑制され「農業」貸付における選別政策が強化されてゆくとすれば、「農業」を含めた市中金利並み貸付のいっそうの拡大と共に、他の金融機関との競争を迫られてゆくという関係にあることも明らかであり、しかもこれは、低成長経済への転換のもつとすでに現実の問題となりつつある。

この点では、フランスの制度が、農業の現実の発展と農業者の要求にどのように応え、また応えてきているかという点の分析が必要であるが、また協同組合金融にとつては、「地域」金融機関化した今日の段階で農業金融がど

のように位置づけられてゆくかという問題であり、さらには、フランスの農業政策のあり方そのものに関わる問題として、今後、どのように解決されてゆくかが注目されよう。

第三は、この点とも関連して、今日、金融上の役割としては、地域金庫の貸付業務の一環である貸付審査機関に転化されるに至っている単協としての地区金庫の問題である。このような地区金庫のあり方は、人格的結合の組織としての協同組合と資本主義のもとでの金融組織としての発展に伴うフランス的な対応の一掃結として理解されるが、しかし、なお地区金庫が今日の機構の中で、信連としての地域金庫の資本と活動基盤を支え、地域金庫の運営に組合員の意志と要求を反映しうる基本組織としてあることに変わりはない。その意味では、「農業」と「農村」との混合会員組織となった地区金庫が、他の農業協同組合組織といかなる関連をもち、地域におけるいかなる人格的結合の組織として存続し、さらにフランスの制度の土台である協同組合金融機構と制度全体の民主的運営に寄与する方向でいかなる発展の可能性をもっているかが、改めて注目されるのである。